

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業
令和4年度豊田市地域生活意思決定支援事業

第2回 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会

日時：令和5年1月12日（木）10：00～12：00

会場：豊田市福祉センター ※オンライン（zoom）併用

議 事 次 第

1. 開会

- 資料確認
 - 熊田委員長あいさつ
 - 本日の出欠状況、委員紹介
 - 会議運営ルールの確認
- } 15分
(10:00～10:15)

2. 議事

- (1) 委員長指示事項とWG等での検討状況について（報告1）
 - 委員長指示事項（第1回全体委員会提示）
 - 豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況
 - 各WGの検討状況

} 40分
(10:15～10:55)
- (2) 報告1に関する意見交換
 - 豊田市関係委員の所感・想い等
 - 委員による意見交換

} 50分
(10:55～11:45)
- (3) シンポジウム案について（報告2） } 10分(11:45～11:55)

3. その他

- 今後の予定について
 - 事務連絡
- } 5分 (11:55～12:00)

4. 閉会

資 料

- 1 全体委員会名簿
- 2 説明資料
- 3 シンポジウム開催要綱（案）及びチラシ（案）
- 4 第1回全体委員会議事録

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業
令和4年度豊田市地域生活意思決定支援事業

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会

全体委員会 委員名簿

氏名	所属
菊地佐知子	日本財団
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長
◎熊田 均	愛知県弁護士会／熊田法律事務所 弁護士
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長
中根 成寿	株式会社SMIRING 代表取締役
長坂 俊成	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 教授
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤幸祐法律事務所 所長
永田 祐	同志社大学社会学部 教授
○名川 勝	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 代表理事
三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいけ 施設長
水谷 晶子	市民代表
八木 将仁	豊田市社会福祉協議会／豊田市成年後見支援センター長
山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所 弁護士

(50音順、敬称略。◎は委員長、○は委員長代理。)

事務局兼委員

氏名	所属
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当 主任主査
水島 俊彦	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 副代表理事
森地 徹	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 理事・事務局長

(50音順、敬称略。)

豊田市出席者

氏名	所属
柴田 徹哉	豊田市 福祉部長
大内 紀哉	豊田市 福祉総合相談課長
加藤 良典	豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当 担当長

(50音順、敬称略。)

オブザーバー（予定）

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

公益財団法人日本財団

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）

第 2 回 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会 説明資料

令和 5 年 1 月 1 2 日

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトチーム

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

- 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう（「先生」等は禁止です）。
- 「ご本人」中心で考えましょう。
- 「専門用語」は、わかりやすく言いかえましょう。
 - ・ 分かりにくい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。
 - ・ わかりやすさの標準レベルは、「中学生が聞いてもわかるくらい」とします。
- 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
 - ・ 時間を超えた場合には委員長より調整させていただくことがあります。
- 委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。
 - ・ 合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。
 - ・ 記録用にZoomで録画しますので、予め御了承ください。

1 委員長指示事項とWG等での検討状況について（報告 1）

- 委員長指示事項（第 1 回全体委員会提示）
- 豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況
- 各WGの検討状況

2 報告 1 に関する意見交換の論点について

3 今後のスケジュールについて

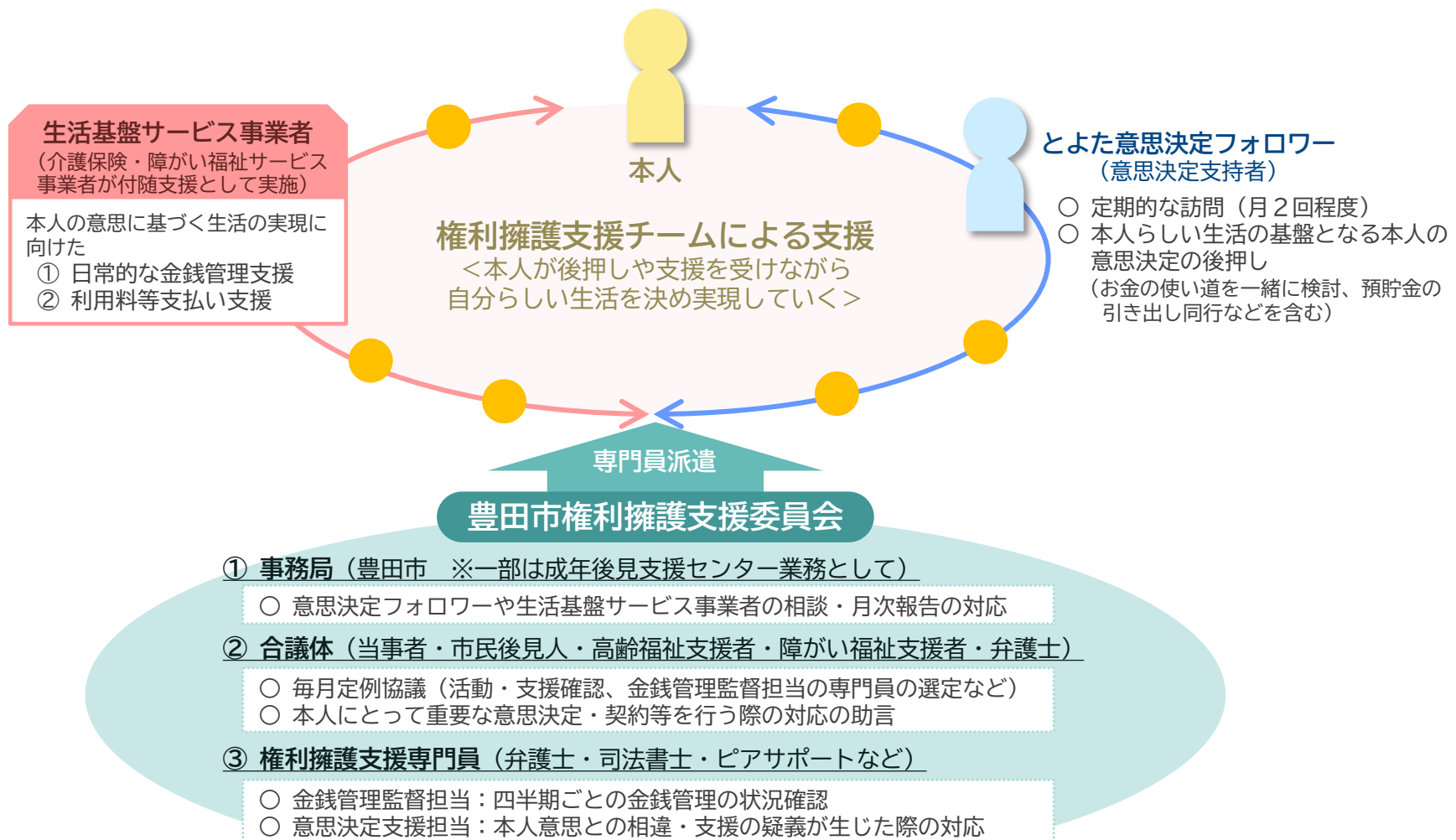
参考資料

1 委員長指示事項とWG等での検討状況について（報告 1）

以下の内容について、モデルケースの開始後の様子や状況を見つつ整理し、全体委員会に報告されたい。

- ① **利用の開始から活動・支援までに関する事業のフロー図**（主に豊田市。）
→ 本日報告。今後は、今年度及び次年度においてモデルケースの実践例を増やす過程を通じ、フローの流れ等を確認し、必要に応じて適宜修正を行う。
- ② **意思決定フォローに必要となる研修の案**（主に SDM-JAPAN。ただし、試行に関わる意思決定フォローにヒアリング等を行い、参画する市民の意見も踏まえること。）
→ 本日、研修WGの検討状況として、研修の骨格についての報告を行う。
- ③ **日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方**（主に豊田市。ただし、試行に関わる生活基盤サービス事業者に協力を求めること。）
→ 継続検討中。本日、委員意見交換の参考として、モデルケース2事例についての金銭管理の状況についての報告を行う。
- ④ **権利擁護支援委員会に必要となる機能**（主に豊田市と SDM-JAPAN。）
→ 継続検討中。本日、委員意見交換の参考として、アドボケイトWGの検討状況を報告する。
- ⑤ **本プロジェクトの有用性を伝えるシンポジウム等の普及啓発の具体案**（主に SDM-JAPAN。）
→ 本日報告。

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市
TOYOTA CITY

- ・ 精神上的理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要。
- ・ 当該課題に対し、親族の支援又は民間サービスによる支援を受けることが困難。
- ・ 支援の内容を理解できる又は成年後見制度(未成年後見を含む)を利用している。

利用

※ 介護保険等のサービス利用をしている場合、サービス利用契約による内容や効果を理解して契約を締結し、同サービスを受領しているものと推定できる。当該サービスの延長線にある契約(日常的な範囲で必要となる金銭管理等)についても、丁寧な説明を前提として、本人がその内容を理解することに特段の支障はないものと解される。

事業の建付		豊田市地域生活意思決定支援事業			
		豊田市意思決定フォロー推進事業		豊田市生活基盤サービス事業	
主体	意思決定フォロー(意思決定支持者)	権利擁護支援委員会(合議体・専門員+事務局)		生活基盤サービス事業者	
対象・参画者	・ 豊田市が委嘱した市民 ※ 当面は、とよた市民後見人養成講座修了生を想定(今後は、寄付等を活用したフォローの養成講座も予定)。	【合議体】当事者、市民後見人、高齢系・障がい系支援者、弁護士 【意思決定支援担当専門員】 ・ 当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者を想定	【金銭管理監督担当専門員】 ・ 当面は、後見監督人等の実務経験のある弁護士、司法書士	・ 豊田市の指定を受けた介護保険サービス又は障がい福祉サービス事業者	
本人との関係性の担保	・ 要綱に基づく豊田市からの派遣	・ 豊田市が設置した同委員会からの派遣	・ 生活基盤サービス契約書内に定期的な監督を規定(担当専門員は合議体にて選定)	・ 豊田市が定める契約書及び重要事項説明書による契約	
役割等	・ 定期的な訪問(月2回程度) ・ 本人らしい生活の基盤となる本人の意思決定の後押し(お金の使い道を一緒に検討、預貯金の引き出し同行などを含む)	【合議体】 ・ 毎月定例協議(活動等の確認、金銭管理監督担当専門員の選定など) ・ 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言 【意思決定支援担当専門員】 ・ 本人の意思と支援者との相違・支援の疑義が生じた際の対応	【金銭管理監督担当専門員】 ・ 四半期ごとの金銭管理の状況確認	・ 本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り・助言 ・ 日常生活に必要な範囲での金銭について、一時的な預かり(預貯金口座の管理を含む)と本人への受け渡し ・ 福祉サービスの利用料や医療・入院費、税金、社会保険料、公共料金、日用品などの支払いと関連する手続き	
事業運用に必要な費用等 在宅利用者負担の目安<生保等>1,700円/月<一般所得>3,700円/月	3,000円/月 ※一般所得層の場合 【本人負担】2,500円 (生保・非課税の場合は負担割合を反転) 【公費負担】500円 3,000円=豊田市社協の日常生活自立支援事業の利用料(1,200円/回)×2回+公費 生活保護ワーカーのモラルハザードを防止する観点も加味しながら、持続可能性の観点から、応益負担の考え方を取り入れた	※ 権利擁護支援委員会の合議体や意思決定支援担当の専門員に係る費用(謝金等)は、豊田市が体制として整える。 ※ 本事業は福祉的な範囲であるものの、市民が自らの生活を意思決定できる環境づくりは行政が整えるべき下地と考えるため。	8,000円/月 【本人負担】原則1割負担 【公費負担】本人負担の差額 8,000円=東京家裁の後見報酬目安(20,000円)の1/2を少し下回る設定 日常生活に必要な範囲の金銭管理は、誰もがリスクを抱える可能性があることから、必要な費用を分担する考え方が適当と考え、介護保険と同様の負担設定にした	4,000円/月 ※在宅・一般所得層の場合 【本人負担】原則1割負担 【公費負担】本人負担の差額 4,000円=豊田市内社会福祉法人が任意で実施している金銭預かり事業での平均月額利用料2,300円を少し上回る設定	

広報・啓発

本人：利用の意思・相談

当事者団体・支援者からの情報提供

豊田市：事業の説明（意思決定支援・金銭管理の内容）など

地域包括・ケアマネ・相談支援事業所等：相談対応

【福祉サービス未利用】日常生活自立支援事業の利用へ
※福祉サービス契約の効果等を理解しているか不明であるため。
【契約能力不十分】成年後見制度の利用へ

利用登録書兼チェックリスト（+個人情報同意）

豊田市：利用登録受付

フォロワーバンク登録

生活基盤サービス事業者との利用契約

フォロワーとのマッチング

重要事項説明書

契約書

契約内容報告書
・契約書（写）

本人・場所等の調整

原則同席しない。本人が同席
を求めた場合は、同席可。

事務局：マッチング調整

事務局：マッチング同席

マッチング報告書

豊田市：新規利用確認

フォロワー登録カード

マッチング実施

マッチング実施

本人同意書

フォロワー同意書

契約時に疑義
チェックが付いた場合

合議体：審査対応

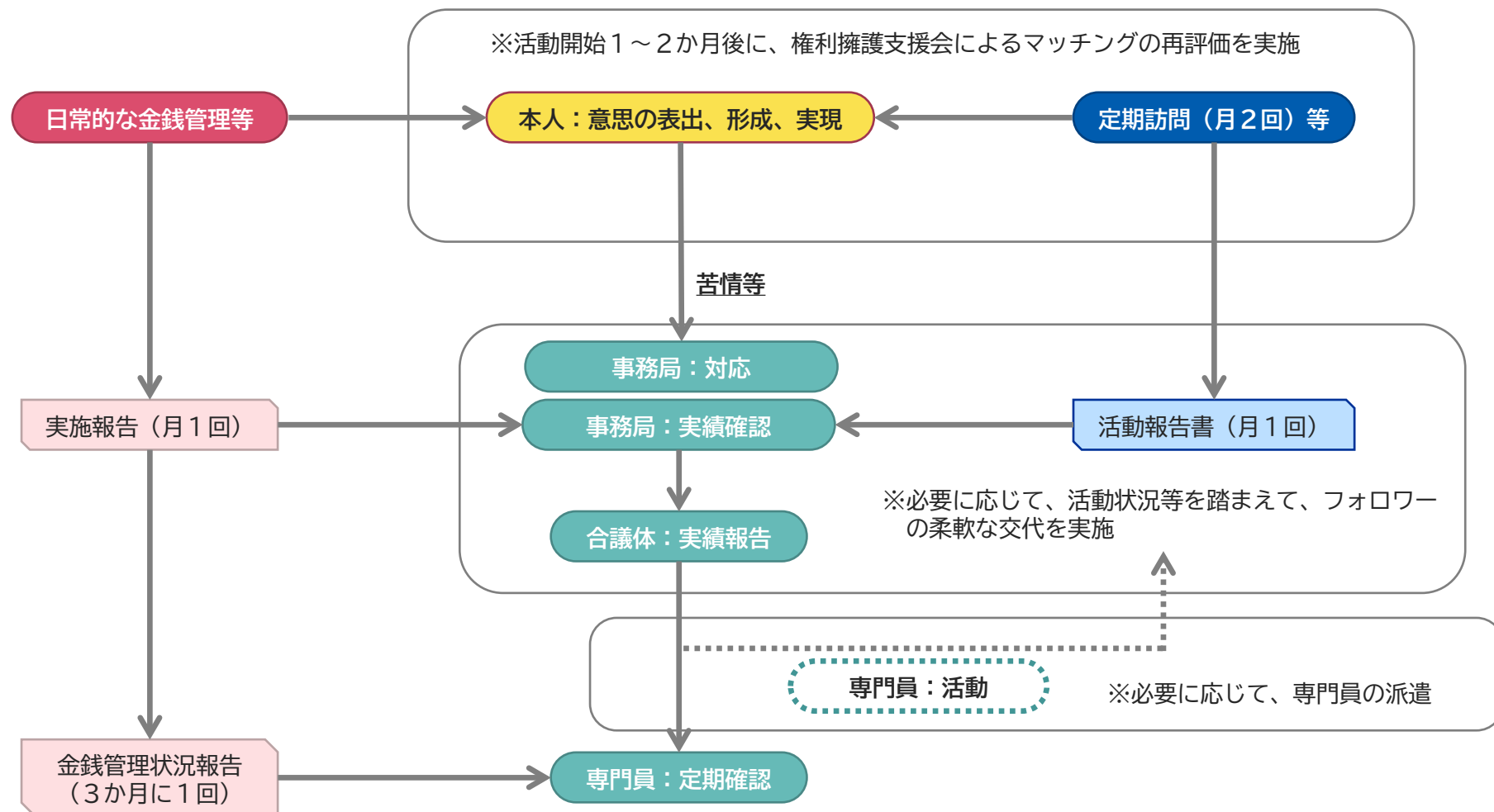
確認時に疑義
が生じた場合

支援前確認動画

活動・支援開始

活動前確認動画

活動・支援開始



- 第1回全体委員会以降、2回のWGを開催し、主に意思決定フォロー養成に係る研修プログラムの協議を実施した。
- WGでは、市民後見人と重なる部分を確認しながら、意思決定フォローとしては、「今まで思っていたものの見方が違うのかもしれないということに気づくこと」「本人の立ち位置に立ち続ける役割の認識」などに主眼に置く必要性を共有し、具体的な検討を進めている。
- 課題としては、研修内容の専門性が高くなったり、ボリュームが多くなると、参加者の負担感や新たに参画のしづらくなることを生じることが指摘された。対応策としては、例えば、市民後見人養成講座（基礎講座）の一部講義を共通化させて負担軽減を図るなどの案が提案されている。

意思決定フォローの研修骨格

とよた市民後見人養成講座

基礎講座

- ① 豊田市の市民後見活動の理念 30分
- ② 権利擁護と成年後見制度 60分
- ③ 本人の理解（認知症） 90分
- ④ 高齢者支援 ※事例検討含む 90分
- ⑤ 障がい者総合支援法と本人の理解（知的障がい） 90分
- ⑥ 本人の理解（精神障がい） 90分
- ⑦ 医療機関と公的医療保険制度 90分
- ⑧ 意思決定支援と在宅医療 120分
- ⑨ 介護保険制度 60分
- ⑩ 法律知識の基礎（民法） 90分
- ⑪ 対人支援の方法 90分
- ⑫ 市民による意思決定支援の活動の実際 180分
- ⑬ 本人を支える権利擁護支援の仕組み 150分

実務講座

とよた市民後見人バンク登録、後見受任へ

とよた意思決定フォロー養成研修

基礎研修

<必要な視点>

- 今まで思っていたものの見方が違うのかもしれないということに気づくこと
- 本人の立ち位置に立ち続ける役割の認識

追加研修

<課題>

- 研修の内容の専門性が高くないこと

とよた意思決定フォローとしての活動開始

一部講義の共通化？

課題…ボリュームが多くならないこと

- 第1回全体委員会以降、2回のWGを開催し以下の検討を行った。
 - ・ モデルケースの進捗報告を受けて、本事業開始にあたり本人の意思決定支援のための環境設定が適切に行われているかどうか検討。
 - ・ 本事業で使用する各様式やフローについて、アドボケイトの視点からみて、必要な事項が盛り込まれているかどうか検討。
 - ・ 権利擁護支援委員会（合議体）と権利擁護支援専門員の役割について整理した。併せて、後者の専門員については、①生活基盤サービス事業者に対する定期的な金銭管理監督を担当する役割（金銭管理監督担当の専門員）と、②本人・フォロワー支援を担当する役割（アドボケイト担当の専門員）の2種類が想定されるとした。特に②の専門員は、合議体により専門員の派遣依頼がなされる形をとることで、独立性を維持しながら活動することが期待される。

第5回（10月15日）WGでの議論状況

1 モデルケースの進捗についての報告と意見交換

特にアドボケイトの視点から、マッチングに向けて注意すべきポイントについて以下の指摘がされた。

- ・ 1ケース目において、フォロワーに本人情報を事前に提供していたことは、本人不在でフォロワーが動くことにもつながるため、良くないのではないか。
- ・ 皆が集まっているときに「このフォロワーで良いか」「この本人で良いか」と聞くと、双方にとってプレッシャーになるかもしれない。対面後にそれぞれに意向を確認するということが必要ではないか。
- ・ 2ケース目は、本人とフォロワーが話す時間を確保した点が良かった。他方で、必要と思われる本人情報をどのようにフォロワーへ伝達するかが課題となる。
- ・ 本事業の始まりも終わりも本人が決めるとすれば、本人への十分な事前説明と事業理解が必要である。

2 豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（案）について

- ① 本人に対する本事業の丁寧な説明と、本人がNoといえる環境設定が重要である。
- ② フォロワーは支援者ではなく、本人・フォロワー間の関係性の解消も双方において自由であること（但し、双方合意したことはできる限り守ること）について、本人への説明が必要である。
- ③ 事業者からフォロワーへの本人情報提供については、本人の同席の下、最小限の範囲で行うことが望ましい。

第6回（11月19日）WGでの議論状況

1 豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（改訂案）及び様式案について

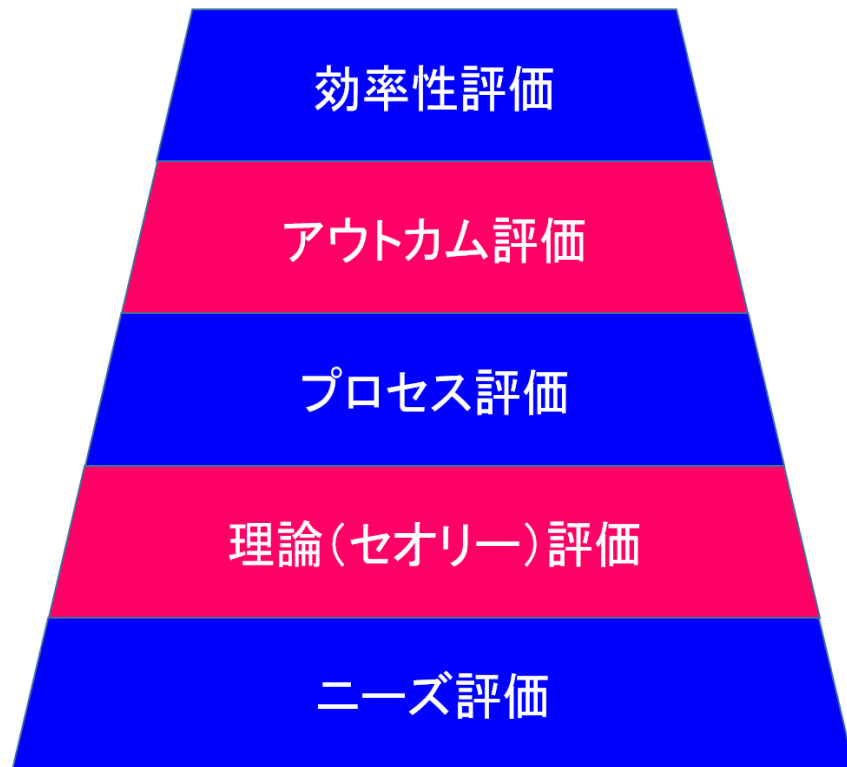
2 権利擁護支援委員会と権利擁護支援専門員の役割について

専門員と合議体の立ち位置、二分化についての議論を行った。

- ・ 合議体には、事業者による金銭管理の監督的側面と、本人・フォロワー支援的側面がある。
- ・ 権利擁護支援専門員には、定期的に関わる場面（金銭管理監督、フォロワー支援）と、課題に応じて関わる場面（本人の意思の把握が困難、本人と事業者・家族等の周囲との意見の相違場面、居所の選択その他社会生活上の意思決定の場面）がある。
- ・ 本人の全体像を俯瞰して調整する観点からすれば、監督的側面と支援的側面を分ける必要性はないのではないか。
- ・ 他方で、本人の側に立ってアドボケイト活動を展開する観点からすれば、両側面について、同じ権利擁護支援専門員が対応することが困難な場面もあり得るのではないか。

- 第1回全体委員会以降、1回のWGを開催し、モデルケースに対するニーズ評価、プロセス評価及びアウトカム評価を行うことにした。
- ニーズ評価は、本事業で解決すべきことに関し、本人や生活基盤サービス事業者も解決すべきこととして感じているかどうかについて、モデルケースの活動・支援の実施前にヒアリングにより確認を行う。
- プロセス評価は、本事業に関与する人々の役割を示す整理表を基にチェック項目を作成し、本人や意思決定支援フォロワー、権利擁護支援委員会、生活基盤サービス事業者が、その役割を果たすために設定された取組を行ったかどうかについて、今年度末に確認を行う。
- アウトカム評価は、ニーズ評価で確認された本事業で解決すべきことに関して、本事業の実施を通して解決されたかどうかについて、今年度の末にヒアリングにより本人に確認を行う。

評価階層について



効率性評価とは...

プログラムにかかる費用等は妥当か??

アウトカム／インパクト評価とは...

プログラムの成果はあがったか?? それはプログラムのおかげか??

プロセス評価とは...

プログラムは意図したとおりに実施されたか?? 実施過程で何が、なぜ起きているのか??

セオリー評価とは...

プログラムはどのような仕立てか?? その設計は目的を達成するために妥当か??

ニーズ評価とは...

設定されたプログラムのニーズや対象は妥当か??

今年度実施する評価

豊田市地域生活意思決定支援事業におけるモデルケースの概要について

(令和5年1月中旬時点)

	高齢者であるAさんのケース	障がいのあるBさんのケース
ご本人の概要	70代女性(要介護5、認知症)。 - 特別養護老人ホームに入所。	50代女性(知的障がい、療育手帳あり)。 - 市内のアパートで1人暮らし(現在は、グループホームのサテライト設定。数か月後に自立生活援助に移行予定)。 - 市内の民間企業で清掃業務などに従事。
意思決定フォロー	とよた市民後見人受任者	とよた市民後見人養成講座修了生
意思決定フォローの活動	- 月2回、施設に訪問して、1時間程度お話している。 - 訪問を通じて、「佃煮を買いたいが、施設では対応してくれない」というお金の使い道に関することを確認。 「コロナの濃厚接触により隔離されて嫌だった」といった話なども通じて、信頼関係の構築に努めている。	- 月2回、ご自宅に訪問して、1時間程度お話している。 - その他、買い物やイベントの同行も実施。 - 訪問を通じて、「イルミネーション観にいつて楽しかった」という選好に関することや、「買い物の際、お金の勘定に戸惑っていると、店員によっては嫌な顔をされるので行きづらい」といった生活の不安も確認できた。
生活基盤サービス事業者	社会福祉法人C <介護保険サービス事業者(特別養護老人ホーム)>	社会福祉法人D <障がい福祉サービス事業者(共同生活援助)>
生活基盤サービス事業者の支援	- 管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。 - 元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるように調整。 - 施設利用料等は自動引き落とし設定にしてあるため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。	- 管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。 - 通帳と印鑑を法人で管理。 - 本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。 - 上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。 - サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。 - 本人が現金管理。事業者が残金状況をチェック。
権利擁護支援専門員(金銭管理監督担当)	豊田市内の司法書士(リーガルサポート所属)	豊田市内の弁護士(愛知県弁護士会所属)

2 報告 1 に関する意見交換の論点について

モデルケースの報告を踏まえて、以下について意見交換されたい。

① **意思決定支援の関わり方について**

→ フォロワーの活動状況から、支援者と支持者の姿勢の違いや、市民が担うフォロワーが意思決定支援（特に、意思の実現）について関わるべき範囲などについて

② **日常的な金銭管理の範囲について**

→ 施設入所や在宅における日々の生活に必要な金銭管理の範囲（専門的な知識ではなく、豊田市で地域生活を営む視点で構わない）について

→ 日常的な金銭管理において、本事業で行っている方法等で課題になることについて

3 今後のスケジュールについて

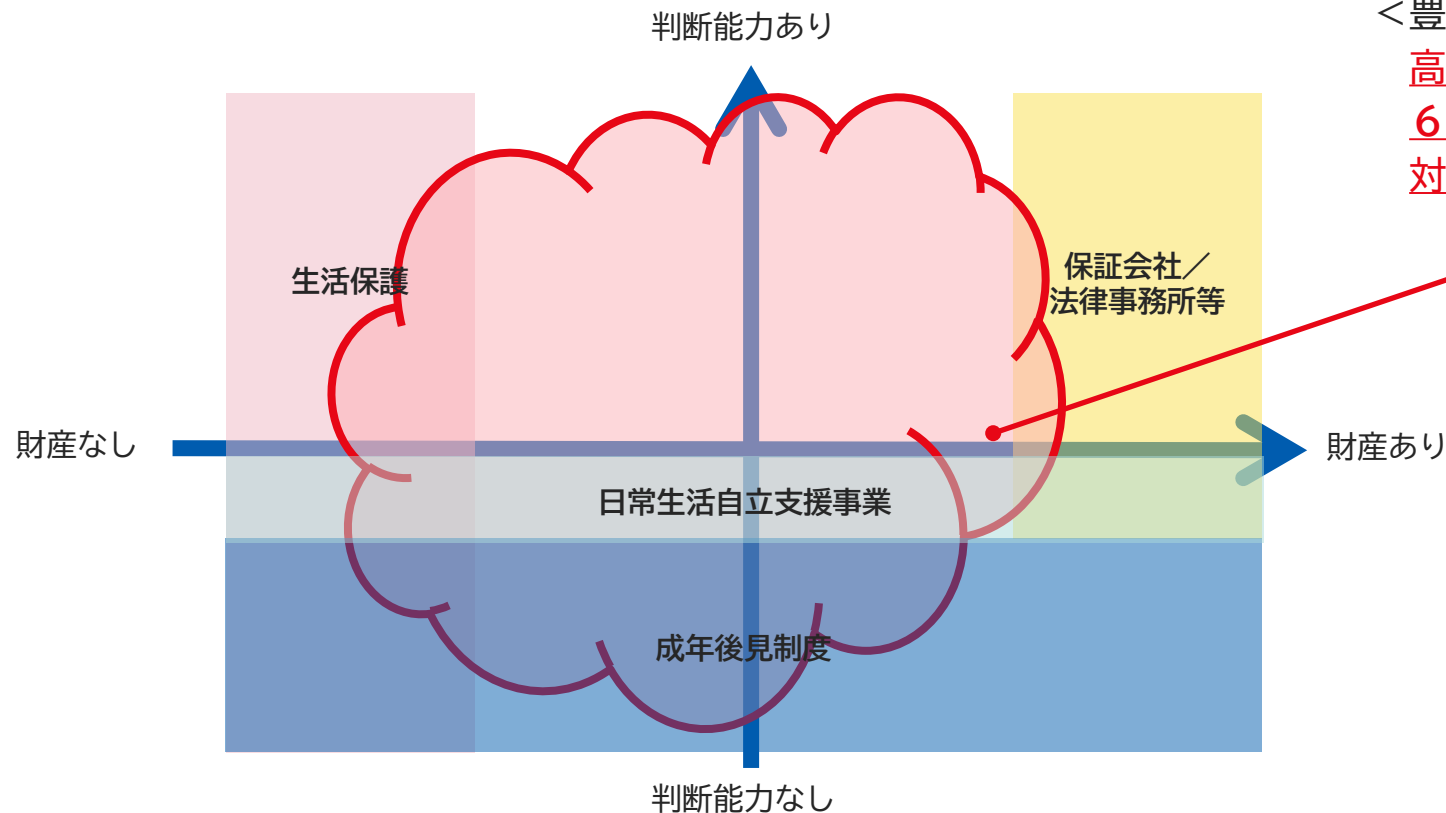
検討スケジュールについて（下半期）

研修WG（1回あたり60分を想定） 権利擁護支援委員会（1回あたり60分を想定） ※メンバーが重複するため同日開催するが、趣旨と内容が異なることから時間を区切って実施。	アドボケイトWG （1回あたり120分を想定）	評価WG （1回あたり120分を想定）
第10回研修WG（対面） 1/12（木）13:00～14:00 ○ 研修プログラムについての協議 第3回権利擁護支援委員会（合議体）（対面） 1/12（木）14:00～15:00 ○ 進捗状況の確認	—	—
<参考> 国：成年後見制度利用促進専門家会議 総合的な権利擁護支援策の検討WG（オンライン） 1/16（月）13:00～15:30 ○ 豊田市の実践報告（参考人招致）		
第11回研修WG（対面） 2/14（火）10:00～11:00 ○ 研修プログラムについての協議 第4回権利擁護支援委員会（合議体）（対面） 2/14（火）11:00～12:00 ○ 進捗状況の確認	第7回アドボケイトWG（オンライン） 1/21（土）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ フォロワー活動支援のあり方 ○ 権利擁護支援専門員の活動フロー案	第4回評価WG（オンライン） 1/22（日）15:00～17:00 ○ ニーズ評価結果の確認
シンポジウム（会場：福祉センターホール・オンライン） 2/19（土）13:00～17:00 ○（第1部）豊田市事業の実践報告ほか、（第2部）パネルディスカッション		
第11回研修WG（対面） 3/14（火）10:00～11:00 ○ 研修プログラム最終案の確認 第5回権利擁護支援委員会（合議体）（対面） 3/14（火）11:00～12:00 ○ 進捗状況の確認	第8回アドボケイトWG（オンライン） 3/11（土）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ アドボケイト視点のポイント整理 ○ 懸念事項が生じた場合の対応方法	第5回評価WG（オンライン） 3/19（日）15:00～17:00 ○ 評価結果の確認
支援者向け意思決定支援研修（会場：福祉センターホール・オンライン） 3/18（土）		
第3回全体委員会（対面・オンライン） 3月23日（木）、28日（火）、30日（木） ○ 令和4年度の報告、課題等に対する意見交換、次年度の取組に対する意見交換		

參考資料

- 豊田市は、企業城下町として発展してきた都市特性から、就労を機に豊田市で暮らし始める市民が多い（県外からの出稼ぎ、派遣社員などを含む）。そのため、親族等が遠方で頼ることのできない方を始め、単身高齢者や親亡き後の障がい者なども含め身寄りを頼ることのできない市民が多く生活している。
- このような方々を含め様々な市民が、豊田という地で安心して暮らし続けるためには、自らが生活をどう過ごしたいかを考えることができ、そしてその意思に基づいて金銭管理や各種手続きなどが適切に行えることが重要になる。

■ 身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある人のイメージ



<豊田市民の推計値>

高齢者や障がい者のうち

6,000～6,500人程度が
対象になり得ると推計された。

- これまで意思決定支援や金銭管理など権利擁護支援に関する課題については、家族にその対応を求めるか若しくは成年後見制度の利用促進等により対応してきた。
- 一方で、身寄りを頼ることのできない市民などの権利擁護支援に関する課題は増大・多様化しており、人材・財政など持続可能性の観点から成年後見制度だけで対応していくことは困難。併せて、本人が必要とするニーズからは成年後見制度まで必要がない場合も多いことから、豊田市では成年後見制度以外の新たな支援策の必要性を感じている。

■ 具体的に生じ得る課題

- ・ 契約や治療等の説明を本人と一緒に聞き、本人に寄り添って考えてくれる人がいない（適切に決めることや手続きが難しい）
- ・ 生活に必要な金銭管理を支えてくれる人がいない（身体が動かない人も含め預金の引き出し、現金の保管、支払いなど）
- ・ 衣類や日用品の買出しができない、家から荷物を届ける人がいない
- ・ 緊急連絡や死後の事務を行う人がいない

■ 現在の対応策と対応する上での課題

- 家族や親族による支援
→キーパーソンの高齢化（親亡き後を含む）や世帯の変化、家族関係の変化などにより、家族等の支援を前提にできなくなっている
- 民間サービスの利用
→監督庁がないことから、市民は透明性等に不安を抱えやすい
- 日常生活自立支援事業の利用
→都道府県の財源確保、市町村社協の人材確保などにより、増大するニーズをすべて受け止めきれない
- 成年後見制度の利用
→担い手（市民・法人・専門職等）の不足と地域偏在、強力な権限があるがゆえ支援者都合になりやすい、課題解決後も利用し続ける制度であるため本人・公費の経済的負担過多
- 行政による緊急対応・死後事務対応
→緊急的な金銭管理、行旅病人及行旅死亡人取扱法若しくは墓地埋葬法で対応しているが、仕組みとして不安定

身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある豊田市民
6,000人程度

成年後見制度の利用の必要性が高い豊田市民
664人

豊田市内・近郊の専門職の残り受任可能件数
214人

- 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトでは、ワーキング・グループ（令和4年5～9月で、研修WGを計7回、アドボケイトWGを計4回開催）を通じ、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における仕組みの検討を実施。
- 議論の成果として、①本事業の参画者が共通して有すべき3つの理念と、②とよた意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会が果たすべき役割等を5項目ずつに整理した。

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「とよた意思決定フォロワー」の役割等

（役割・機能）

- 1 定期的に訪問するとともに、本人が生活で望むことの後押しをする役割です（本人とは、サービスを提供する・サービスを受けるといった関係性ではありません）。

（金銭管理）

- 2 お金の使い道について一緒に考えたり悩んだり、付き添ったりします（お金は預かりません。）。

（意思決定支援）

- 3 本人のしたいことや希望を大切にして、本人のマイクやスピーカーのような関わりをします。

（記録・報告）

- 4 1人で悩まず、権利擁護支援委員会に報告や相談をします。

（危機等の対応）

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。²¹

- 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトでは、ワーキング・グループ（令和4年5～9月で、研修WGを計7回、アドボケイトWGを計4回開催）を通じ、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における仕組みの検討を実施。
- 議論の成果として、①本事業の参画者が共通して有すべき3つの理念と、②とよた意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会が果たすべき役割等を5項目ずつに整理した。

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「生活基盤サービス事業者」の役割等

（役割・機能）

- 1 本人の尊厳ある生活を実現するため、本人の日常的な金銭管理と支払い等の手続きを支援します。

（金銭管理）

- 2 管理者等の下、複数の職員で確認するなど、透明性のある金銭の管理を行います。

（意思決定支援）

- 3 定められた場面では、意思決定フォロワーや権利擁護支援委員会の立会いや支援を求めます。

（記録・報告）

- 4 支援の記録は期日までに豊田市に提出するとともに、定期的に権利擁護支援委員会の確認を受けます。

（危機等の対応）

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

- 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトでは、ワーキング・グループ（令和4年5～9月で、研修WGを計7回、アドボケイトWGを計4回開催）を通じ、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における仕組みの検討を実施。
- 議論の成果として、①本事業の参画者が共通して有すべき3つの理念と、②とよた意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会が果たすべき役割等を5項目ずつに整理した。

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「権利擁護支援委員会」の役割等

（役割・機能）

- 1 権利擁護支援を推進するため、第三者の立場から支援・監督を行います。

（金銭管理）

- 2 権利擁護支援として、金銭管理が適切に行われるように、専門員による定期的な監督を行います。

（意思決定支援）

- 3 本人の意思決定や意思決定フォロワーの活動を支えるため、必要に応じ立会いや助言、調査等を行います。

（記録・報告）

- 4 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者からの報告を受け、事業の適切な遂行を確認します。

（危機等の対応）

- 5 本人の苦情や各種相談を受け、必要に応じ調整や調査、勧奨、成年後見制度や法的支援につなぎます。

- 地域共生社会の実現に向け、本人を中心した活動や支援に対し、「権利擁護支援」は重要な基盤かつ手段となるもの。
- 金銭管理を含む「権利擁護支援」に関する制度・事業は、いくつか存在しているが一長一短。認知症高齢者数の増加や障がい者の社会参加の機会増加により、今後増大・多様化するニーズに対し、特に、持続可能性の観点から現行の制度・事業は課題が多い。

	成年後見制度（法定後見）	日常生活自立支援事業	任意代理契約	豊田市地域生活意思決定支援事業
対象者（本人）	判断能力が不十分な方 （契約の意味・内容を理解できなくても利用可能）	物事の判断に不安はあるが、 契約の意味・内容を理解できる方	同左	同左
実施者	後見人等 （親族or市民or法人or専門職）	社会福祉協議会	任意の契約相手	市民（フォロワー） + 介護・福祉事業所等民間事業者 + 専門的知見・実務経験の保有者
実施者の選び方	本人が選べない （家庭裁判所が選任）	本人が選べる （基本的には社協一択）	本人が選べる	本人が選べる
実施内容	財産管理 + 身上保護 （法律行為（契約、相続等） の代理や取消が可能）	福祉サービスの利用援助 + 日常的な金銭管理 + 書類等の預かり	任意での内容で、財産 管理等を委任する	地域生活上の意思決定支援 + 日常的な金銭管理
権利擁護支援 （特に意思決定 支援の観点）	後見人等による （意思尊重義務・身上配慮義務あり）	支援員の関わりの中で実施	規定等はない	仕組みとして導入
監督機関	家庭裁判所	県運営適正化委員会	なし	権利擁護支援委員会
利用に必要な 費用	金額不明 （本人の財産、後見人の業務 の内容によって後見人の報酬を家庭裁判所が決定）	1,200円／回（生保無料） + 書類等預かり250円／月	任意	豊田市が地域の実情等を勘案し設定 在宅利用者負担の目安 生保等 1,700円／月 その他 3,700円／月

- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、①意思決定フォロー推進事業と、②生活基盤サービス事業を一体的に実施する事業である。
- 「①意思決定フォロー推進事業」は、社会福祉法に基づく福祉サービス利用援助事業の生活支援員による支援と一部活動が類似することから、同事業の費用負担の仕組みを参考にしつつ、持続可能性の観点から応益負担を取り入れて費用負担の考え方を整理した。
- 他方、「②生活基盤サービス事業」は、既に介護保険・障がい福祉サービスを実施している事業者が既存のサービスに付随して支援することを当面の間想定している。このことから、介護保険サービス等の費用負担及び報酬の仕組みを参考に、併せて豊田市内の社会福祉法人（障がい者入所支援）が任意で実施している金銭預かりにおける利用料の状況を踏まえ、費用負担及び報酬の考え方を整理した。

豊田市地域生活意思決定支援事業（在宅利用者負担の目安：生保等 1,700円／月、その他市民 3,700円／月）

➔ ① 意思決定フォロー推進事業

利用料	
生活保護受給又は市民税非課税の市民	その他の市民
500円／月	2,500円／月

- 日常生活自立支援事業の利用料（豊田市社協は1,200円／回）は、生活支援員の人件費相当として積算されている。
- このことを踏まえ、本事業は、フォローによる活動が中心であることから、フォローの月2回訪問分を想定して、費用負担を設定。
- なお、生活保護ワーカーのモラルハザードを防止することも加味しながら、持続可能性の観点から、応益負担の考え方を取り入れた。

➔ ② 生活基盤サービス事業（利用者負担の目安：在宅 1,200円／月、施設 1,100円／月）

- 以下に示す単位数の構造により、生活基盤サービス事業給付費を算定する。
- このうち、原則1割（一部高額所得者を除く）を利用者負担分、残りを公費負担分とする。

事業者による金銭管理に対する基本部分	
イ 日常的金銭管理費	(1月につき 200単位)
ロ 初回加算	(1月につき 20単位)
ハ 手続き等支援加算	(1月につき 100単位)
ニ 在宅支援加算	(1月につき 100単位)
権利擁護支援委員会による定期的確認に対する基本部分	
ホ 日常的金銭管理監督費	(1月につき 800単位)

中山間地加算
+15/100

- 市内の社会福祉法人（障がい者入所支援）が任意で実施している金銭預かりに要する費用が、平均2,300円／月であることを踏まえて、障がい者の利用も含めた形での給付費を設定。
- 中山間地居住者支援加算と初回加算の額は、介護保険サービス報酬と同等の率・単位数とした。

- 介護保険サービスの医療連携体制加算において、サービス提供事業所が医療機関等との連携に必要な費用を確保できるようにしているのと同様に、生活基盤サービス事業が、権利擁護支援委員会による定期的な管理状況のチェックに対する費用を支払うことを想定。

豊田市地域生活意思決定支援事業と成年後見制度利用支援事業 (報酬助成)との公費負担の比較

- 豊田市地域生活意思決定支援事業の具体的な費用額は、成年後見制度利用支援事業による報酬助成額及び日常生活自立支援事業の利用料を鑑み、介護保険サービス等報酬の考え方を踏まえ、利用者負担の度合い及び事業の継続性の両方の観点から算定を行った。
- また、これについては、毎年度対象者数が右肩上がりで増加している成年後見制度利用支援事業の報酬助成の上限額（厚生労働省老健局のQ&Aに基づき、豊田市は施設入所 18,000円/月、在宅28,000円/月）との比較を行い、全額公費負担である同事業の報酬助成に対し、利用者負担を導入する本事業の持続可能性の確認を行った。

	施設入所×生保等	施設入所×その他市民	在宅×生保等	在宅×その他市民
① 意思決定フォロー推進事業の公費負担分【定額】 フォロワーの実費弁償等：3,000円/月 =日常生活自立支援事業の利用料（1,200円/回）×2回+公費	2,500円	500円	2,500円	500円
②生活基盤サービス事業の公費負担分【原則、給付費の9割】				
事業者に係る給付費分 事業者の収入：3,000～4,000円/月 =市内社福の金銭預かりの平均月額利用料2,300円を少し上回る設定	2,700円 (3,000円×90%)	2,700円 (3,000円×90%)	3,600円 (4,000円×90%)	3,600円 (4,000円×90%)
権利擁護支援委員会に係る給付費分 権利擁護支援専門員報酬：8,000円/月 =東京家裁の後見報酬目安（20,000円）の1/2を少し下回る設定	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)
ア 豊田市地域生活意思決定支援事業の公費負担分【①+②】	12,400円	10,400円	13,300円	11,300円
イ 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の公費負担分【全額】 厚労省のQ&Aに基づき市要綱で規定	18,000円	18,000円	28,000円	28,000円
差額（イーア）	5,600円	7,600円	14,700円	16,700円

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト
第 1 回全体委員会議事録

第1回 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会議事次第

日時：令和4年10月7日（金）10：00～12：00

会場：豊田市福祉センター

※オンライン（zoom）併用

1. 開 会

- 資料確認
 - ① 全体委員会名簿
 - ② 説明資料
 - ③ 熊田委員長協議・指示事項（お願い）
- 豊田市福祉部長あいさつ
- 本日の出欠状況、委員紹介
- 会議運営ルールの確認

2. 議 事

- （1）研修WG及びアドボケイトWGでの検討結果について（報告）
 - 豊田市地域生活意思決定支援事業に取り組む背景
 - プロジェクトの検討過程
 - 豊田市地域生活意思決定支援事業の概要
- （2）本事業に期待すること（豊田市の関係者より）
- （3）意見交換
 - 意思決定フォロワーの担い手、研修内容及びフォローアップについて（協議）
 - シンポジウムの開催案

3. その他

- 今後の予定について
- 事務連絡

4. 閉 会

(発言途中から録音開始)の順にお願いしたいと思います。

今日、代理出席で袖山委員と伺っておりますが、菊地委員より順番にお願いします。

○菊地委員代理(袖山委員) おはようございます。日本財団の袖山と申します。

今日は菊地が本来参加させていただくべきところなのですが、代理で参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○木本委員 NP0法人ユートピア若宮、理事長の木本です。よろしくお願いいたします。

○事務局 中根さん。

○中根委員 株式会社SMIRINGの中根と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 長澤さん、お願いします。

○長澤委員 愛知県弁護士会所属の弁護士の長澤と申します。よろしくお願いいたします。

○長坂委員 すみません、前後しまして。立教大学、長坂です。よろしくお願いいたします。

○永田委員 同志社大学の永田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○名川委員 一般社団法人日本意思決定支援ネットワークの名川と申します。よろしくお願いいたします。

○三井委員 特別養護老人ホームくらがいの三井です。よろしくお願いいたします。

○水谷委員 市民代表でありますけれども、長男が重度の知的障害で自閉症であります。あと私のほうは長男の成年後見もずっと続けています。水谷晶子です。よろしくお願いいたします。

○八木委員 豊田市社会福祉協議会／豊田市成年後見支援センターでセンター長をしております八木と申します。よろしくお願いいたします。

○山下委員 愛知県弁護士会の弁護士の山下陽子と申します。よろしくお願いいたします。

○安藤委員 豊田市役所福祉総合相談課主任主査をしております安藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○水島委員 日本意思決定支援ネットワークの水島と申します。よろしくお願いいたします。

○森地委員 同じく日本意思決定支援ネットワークの森地と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

なお、先ほどお伝えしましたが、本日、熊田委員長が急遽欠席となりましたので、委員長代理を名川委員にお薦めいただきましたので、御了承ください。

また、リモート参加における発言の方法ですが、御発言される場合は挙手または手を挙げるボタンで意思表示をお願いいたします。発言者は指名に基づき御発言をいただくようお願いします。

以降、名川委員長代理に会の運営をお任せいたします。よろしくお願いいたします。

○名川委員長代理 それでは、これより私が会の取り回しのほうをさせていただきますの

で、どうぞよろしくお願いいたします。熊田委員長と比べますと十分にはできないかと思いますが、よろしく御協力いただければ幸いです。

それでは、まず初めに、会議運営ルールの確認を行います。事務局、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤委員 よろしくお願ひします。豊田市役所の安藤と申します。

お配りしました資料、A4の横向き、カラー刷りで今回お配りしておりますけれども、資料2、パワーポイントの資料を御覧いただきたいと思います。

1枚めくっていただいて、ページ番号でいうと2ページ目でございます。

本委員会の会議運営ルールという形になります。会議とはいえども皆さんでいろいろコミュニケーションを取りながら、そして、みんなで協力しながら考えていきたい、そのような進め方をしたいと思いますので、このようなルールを設けさせていただいております。

以後、読み上げさせていただきます。

会議では「〇〇さん」と呼び合ひましょうということで、本日は学識だとか弁護士の先生だとか、いわゆる先生と呼ばれるような方が多くいらっしゃいますが、「先生」ではなくて「さん」という形で呼び合ひましょう。

2点目でございます。この事業は御本人を中心にした支援や体制を考えていくものになりますので、もちろん支援者としての目線だとか地域としての目線というものはあるかもしれませんが、できるだけ御本人中心で考えるような議論をできればと思います。

3点目でございます。それぞれの専門分野や御知見があるかと思ひます。一方で、市民の方とか当事者に関係する方もいらっしゃいますので、できるだけ専門用語は分かりやすい言葉に変換してお伝えいただけるとありがたいと思ひます。

4点目でございます。多くの御意見を賜りたいと考えております。1回当たり3分ぐらいを目安に御発言いただいて、多くの方にお話しいただける機会を設けていただけるとありがたいと思ひます。

最後も同様の意味ですね。メンバー全員でお話をさせていただきながら、みんなでアイデアを出したり、いろいろな確認をしながら会議を進めていければと考えている次第でございます。

会議運営ルールについては以上でございます。

○名川委員長代理 ありがとうございます。

あとテクニカルにですけれども、会場にいらっしゃる方々、よろしければ、発言される際は目の前にマイクがございますので、そちらに心持ち顔を向けていただけますと、多分ネットで入っていらっしゃる方々に届きやすいのではと思ひますので、御協力ください。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

初めに「研修WG及びアドボケイトWGでの検討結果について」、事務局より説明をお願いいたします。

○安藤委員 よろしく申し上げます。引き続き豊田市の安藤より御説明させていただきたいと思います。

同じ資料の3ページ以降を御覧いただきたいと思います。

冒頭に部長の挨拶で申し上げたとおり、豊田市、日本財団、日本意思決定支援ネットワークの三者が協力しながら、そして、豊田市や愛知県内の関係者の方に参画していただいてWGを回してきました。その検討の結果などを含めて御報告させていただきたいと思います。

まず、資料の5ページをめくっていただきたいと思います。

そもそもこの事業、なぜ着手するのかという話でございます。上のリード文を御覧いただけるとよろしいかと思います。皆さん御存じのとおり、豊田市は車の町、産業の町として発展してきました。そのため、就職、就労を機に豊田市で暮らし始める方が非常に多い、そのような都市特性を持っております。よって、我々がいろいろな支援など現場で様子を見てみると、親族の方が例えば九州とかといった形で、遠方で頼ることのできない方がやはり多くいらっしゃいます。あわせて、高齢化も高まっております、単身高齢者など身寄りのない方、そのような方が比較的多く住んでいる町でございます。

そのような方々も含めていろいろな方がこの豊田という地で豊かに暮らし続けるためには、やはり御本人自らがどういう生活を過ごしたいかを考え、そして、その考え方、意思に基づいてお金の管理であったり、いろいろな手続をしながら生活を実現していくことが重要かと考えております。

こうした対応については、これまで恐らく皆さんも御認識いただけるかと思いますけれども、御家族が支える、もしくは成年後見制度を使って代理人のような形で後見人がその対応をするなどの形で進めてきたことが多くあったかと思います。

ただ一方で、このようなニーズというのはどんどん高まっておりますし、身寄りのない方も増えているような状況もございます。その中で、この豊田市、安心して暮らしていくためには、成年後見制度だけで対応していくことも難しいですし、御家族のいない中で支える上では成年後見制度までは要らないような方、必要ない方もいらっしゃるということから、豊田市として、この制度以外の権利擁護支援策というのを考えていくべきではないか、意思決定支援に基づく支援策を考えていくべきではないかというところからこの事業を着手しているところでございます。

以下の図は本日も委員で参加していただいている同志社大学の永田さんの資料も参考に、豊田市内でこのぐらいの程度の人数の方が対象となり得るのではないかと。また、右側のほうでは、そのような身寄りがない方を中心にこのような課題が見えてきているというところを整理させていただいております。

背景については以上でございます。

6ページをお願いします。

6ページからはプロジェクトの話になりますので、水島さん

○水島委員 6 ページの説明について入ります。

こちらは、豊田市、SDM-Japan及び日本財団が共同で行う「自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業」についての協力イメージ図です。日本意思決定支援ネットワークとしては、豊田市とともに、本事業に関与する主体のそれぞれが意思決定支援のコンセプトを維持し、実践に繋げられる研修のあり方を検討します。また、本事業のコアとなる本人中心の発想を維持するために、アドボケイトと呼ばれる、本人の意思や選好、価値観を尊重し、本人の立ち位置に立ち続ける役割をもった専門員の活動のあり方を検討します。さらに、本事業並びに意思決定支援に関する評価のあり方についても検討します。これらの活動について、日本財団、豊田市との三者連携のパートナーシップを組んだ上で進めていくイメージで現在進めているところでございます。御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

名川さん、補足等ございますか。大丈夫ですね。

日本財団の袖山さん、補足等ありましたらお願いします。

○菊地委員代理（袖山委員） ありがとうございます。

日本財団としては、意思決定支援の事業、それを進めていきたいというところで、これまでもほかのいろいろな団体さんにも御支援してきたところではあったのですが、日本意思決定支援ネットワークさんが海外の様々な事例等を御紹介されるという事業を助成させていただく中であって、それをただ紹介するだけではなく実践していきたいというお話がございましたことから、今回、豊田市さんを実証のフィールドとして共に協力してやっていきたいというところで今回このような事業になっているというところでございます。よろしくお願いいたします。

○水島委員 では、次に、検討体制について、7 ページ目を御確認ください。

本日は全体委員会を開催しておりますが、当委員会に付随するワーキング・グループである、研修WG、アドボケイトWG、評価WGが先行して、4 月以降すでに検討を進めております。これらの議論状況を委員の皆様にはフィードバックし、事業全体の方向性について御意見をいただくことが全体委員会における議論の主たる目的でございます。構成メンバーこちらのとおりです。

それから、そ研修WG、アドボケイトWG、評価WGのメンバーはこちらです。各WGに御参画いただいている方のうち一部の方は、全体委員会にも入っていただいております、各WGとの連携を図っております。

検討過程について、引き続きよろしくお願いいたします。

○安藤委員 ありがとうございます。

この 9 ページにあるようなWGで検討しながら、10ページ以降、具体的な事業の概要を整理させていただきましたので御覧いただきたいと思います。

具体的には11ページをめくっていただきたいと思います。

まず、リード文のところ、今まで述べたような意思決定支援であったり、それに基づく

ような金銭管理といったところも含めて、増大・多様化する権利擁護支援のニーズがございます。私が申し上げたとおり、これまでは家族や成年後見制度でこの部分に対応しておりますけれども、この求められてきた内容、少し考えてみると日常的なものも含めて金銭管理、そして、意思決定支援、これらの支援が適切に実施されているかどうかの確認という内容を家族の方で全て対応されたりとか、後見人が権限を持ちながら対応したりとか、そういった形で進めてきたわけです。今後、持続可能な仕組みを考えていく際には、これらの支援を性質ごとに分解して、そして、多様な主体がそれぞれの特性を生かしながら分解したそれぞれのパートを担うというような仕組みをつくっていくことによって、いろいろなアクターが入って支えるような仕組みをつくることで、そして持続可能な取組ができるのではないかという発想でこのような仕組みをつくっております。

具体的には、身寄りのない方への支援としてニーズの高い金銭管理などの生活基盤のサービスと、併せて御本人さんがもともと持ってらっしゃる能力を発揮していただきながら、そして、地域住民の社会参加というような視点も持ちながら意思決定支援を進める。この2つの組合せによって支援を進めるような考え方でございます。

少し図を見ていただこうかと思います。

まず、中心となるのは真ん中にいらっしゃる御本人さんになります。御本人さんを支える仕組みというのはいろいろあります。地域包括ケアであったり、障害者の自立支援だとかいろいろな形の中で支える仕組みがございます。

成年後見制度に関して言えば、第2期の国の計画がこの3月に閣議決定されておりますけれども、その中で権利擁護支援チームといった考え方があります。これは必ずしも後見人だけではなくて意思決定支援をしっかりと実施することによって権利擁護支援が図られるような体制もこのチームとして位置づけられておりますので、そういった考え方の下、つまり、今回、この後、述べていくような3つの主体だけではなくてオレンジ色の丸で書いてある、例えば近隣の住民の方であったり、昔からの付き合いのある方だとか、あと民生委員さんであったり、福祉や医療の他のサービスの方々も含めて、やはりチームによって支援をしていく。その中で金銭管理と意思決定支援をどう支えていくのかという部分については、この事業で少し考えていけるといいのではないかと考えている次第でございます。

まず、御本人を中心に左側を見ていただきたいと思います。生活基盤サービス事業者ということで、日常的な金銭管理の支援や利用料等の支払いの支援をしていく形を想定しております。

今後の検討課題でございますけれども、いわゆる身寄りがない方への支援でいろいろ求められてくるニーズの高い、例えば緊急連絡先であったり、葬儀の関係や残存家財の撤去など、そういったところも今後充実の中で検討できるといいかなと思っておりますが、まずは1番と2番から試行開始するということで考え方としては整理しております。赤字で書いてありますけれども、これらは契約によってある程度の利用者負担も求めながら事業を実施していく形になります。

一方で、この二者だけの関係でありますと、一番悪いイメージで言うと不正が起きたり、そうではなくても誘導だとか支配というような、なかなか関係性として難しくなるような場面が生じる可能性もございます。

そのため、まず1点目としては、今度、御本人さんから見て右側にございます意思決定のフォロワーさんという方に関わっていただこうかなと考えている次第でございます。ちょっと言葉が難しいと思います。フォロワー、支持者ということで、指示命令の指示ではなくて応援するというような意味での支持でございます。必ずしも支援という、何かを支えとか、してあげるという関係ではなくて、御本人さんがやることを支持するというような立ち位置の中で関わっていただく方になります。

想定しているのは同じ市民ということで、ある程度研修などを考えていく必要はありますけれども、市民の方が定期的な訪問を通じながら、この想定としては豊田市が市民後見人で実施している月に2回ぐらいの頻度ですが、御本人さんのところを訪れて、そして、御本人の生活について一緒にお話をしたり、そういった考え方を整理するために必要な情報を持ってきたりとか後押しをする役割として考えている次第でございます。時折、意思の実現というところで何かの活動、例えば書類を出しに行く場面や何かを購入する場面だとか、そのようなところに付き添うこともあり得る形で整理をさせていただいております。

ただ、このフォロワーさんは市民の方に地域社会への参加という関わりの中で参加していただきますので、必ず負担だとか専門性の部分はケアしていかなければいけないと思います。そのため、下に書いてありますけれども、権利擁護支援委員会ということで、そこを支えられるような形、このチームに直接入る形ではなくて少し引いた形にはなりますが、委員会を立ち上げながら各チームをバックアップしていくような形を取れるのではないかなと思っております。

この権利擁護支援委員会には3つの機能があるという形で、WGを通じて整理をさせていただいております。

1点目が事務局というような役割になります。これはイメージしていただくと分かりやすいのが、まず市民後見人さんへの様々な日常的なフォローや相談を聞くような成年後見支援センターのような役割であったりだとか、あとは福祉や介護のサービスの事業者がいろいろな事業を実施していく中で、市役所のほうに定期的に報告をしたり相談をするようなイメージとして、赤のサービス事業者さんやフォロワーさんの日々の相談を受けたり定期的な報告を受けていく、そのような役割として事務局を置いている考え方でございます。

ただ、申し上げたとおり、事務局だけではなかなか解決できない問題も多いのかなと考えておりますので合議体を設けて、例えば今日お集まりのような法律の専門家であったり福祉の知見を持った方とか当事者の関係に近い方とかが集まりながら、この事務局が受けた相談の中で少し専門的な助言が必要なものなどみんなで考えるべきものを考えて、またアドバイスをしていくような形が取れるのではないかなと考えております。

さらに、それだけでは難しいような対応であったり、よりこのチームの中に入って状況

を確認していく場面も必要かというところで、この権利擁護支援の専門員という人を置いて、状況に応じては専門員を派遣してチームの中にも加わっていただきながら対応していく場面があるのかなと考えている次第でございます。

もう一つ、専門員の役割としては、この赤の生活基盤サービス事業者の日々の金銭管理に対し、定期的にチェックしていく役割も設けているところでございます。付け加えて申し上げますと、専門員は1人の人でチェックをしたり意思決定支援の調整をしていくわけではなくて、担当として赤の事業者の金銭管理をチェックする専門員もいたり、何か意思決定の部分で困ったときにチームに加わっていくような立場の専門員もいたりということで、少しフレキシブルな形、いろいろな方がいろいろな役割の中でこういったものを担える形での専門員という体制も考えている次第でございます。

そして、これらの事業に関してでございますが、一番下に書いてあります豊田市、この市役所、行政にも役割があるのではないかという形で整理をしているところでございます。その役割には大きく2つ観点があると思っております。

まず上に書いてありますが、この事業の実施主体としての役割として、イメージされやすいと思いますけれども、利用の登録を受け付けたりとか、その利用料を設定したりだとか、フォロワーさんの育成や登録の仕組みをつくったりとか、あとは委員会の設置をしたりとか運営をしていくような役割があるのかな考えています。

ただ、それだけではなくて行政庁としての対応、行政権限を行使していく場面もあるのかなと考えているところでございます。

1点目は、この赤の事業者さんが育成されてきたときには、事業所の指定をしたり、場合によっては介護や障害サービスのような実地指導していく場面もあるのかなと考えているところでございます。

2点目としては、あくまでもこの事業は契約で金銭管理とかお願いしていきながら本人の意思に基づきながら生活の実現を図っていくものでございます。なかなか契約が難しくなったような場面、例えば認知症が進んで判断能力がなかなか難しくなってきた場面においては、今の制度でいえば成年後見制度につなげていく必要がございますので、そうした場合には市長の申立てによってそのような対応をする場面もあるかと考えられますので、権利侵害からの回復支援という言葉を使っておりますけれども、豊田市行政としてそのような権限行使していく場面もこの事業の一環としてあり得るだろうなということでこのような記載をさせていただいているところでございます。

これが全体のイメージになります。

次のページからは、各カラーで書いてあるフォロワーさん、事業者さん、委員会の役割というのを整理させていただいております。

12ページはフォロワーさんの役割等の整理になります。

こちら以降のページの見方としては、まず黄色で書いているところが3つの共通理念ということで、この事業を進める上で関わっていただく主体の方、アクターの方に共通する

考え方、理念であります。それに基づいて、青、赤、緑のそれぞれの役割を果たしていくというような考え方になります。

この事業そのものの共通理念としては大きく3つあるという整理をさせていただきました。

1点目が十人十色という言葉で表現されますとおり、一人一人がやはりこの生活をどう考えて、その生活を彩り、色鮮やかにしていく必要があるのかなと思いますので、そういったことを目指していく事業であるということを書いているところでございます。

2点目は、やはり尊厳のある生活を実現していく必要がありますので、周りの人の価値観ではなくて本人の価値観を基準に考えていきたいと思いますところを捉えているものでございます。

3点目は、先ほど申し上げたとおり、支援を分解してそれぞれのアクターに担っていただくという考え方でございますので、お互いがお互いの立場を尊重しながらそれぞれの役割を全うしようということで、豊田市の言葉で「共に働く」という「共働」という言葉を使わせていただいております。

こうした理念の下、フォロワーさんの役割としては以下に書いてある5つのこと。

先ほど申し上げましたけれども、定期的に訪問して本人が望むことを後押しする役割であるということで、何かを提供するとか受けるというような関係ではないという整理にしております。

そして、お金の管理に関しては、その使い道を一緒に考えたりとか悩んだりとか、また何かを果たしていくときには付き添ったりしますというものであり、そのフォロワーさん自身がお金を預かる対応をする形ではないということでございます。

3点目でございます。お金の使い道も含めてでございますが、意思決定支援の部分に関しては、やはりフォロワーさんが決めていく話ではもちろんないということで、本人のしたいことや希望を大切にして、本人のマイクやスピーカーのような関わりをする。マイクやスピーカーは勝手には話しませんよね。本人が話すことを拡大したりそれを伝えていく役割という形になります。

4点目は、記録や報告に関しては、もちろんフォロワーさんも1人で悩むかもしれませんが、そうではなくて一緒になって考えましょうということで、この事務局を含めた権利擁護支援委員会に報告や相談をしていただきたいと考えており、このような役割を整理しております。

最後は、生命・身体・財産の危機、そういった場面があった場合には、速やかに委員会であったり、それ以外の適切な機関に対応を求めるというものです。全て抱えてしまうのではないということを役割の基本として書いているところでございます。

続きまして、今度は、赤色、日常的な金銭管理を支えていただく生活基盤サービス事業者の役割でございます。

共通理念は先ほどと同様でございます。

こちらの日常的な金銭管理を担っていくサービス事業者の役割として、まず1点目でございます。大きな役割としては、本人の尊厳のある生活を実現するために、日常的な金銭管理や支払い等の手続を支援します。もちろん、御本人の能力や状況によって金銭管理の仕方とか幅とか支払いのお手伝いの部分は変わるかもしれませんが、基本的な役割はこのような整理にしております。

2点目は、金銭管理は管理者を置いていただきながら複数の職員で確認するなど、透明性のある管理をしていくことが重要でございますので、そこを掲げているところでございます。

あわせて、定められた場面、ここも今後、しっかり設定をしたり、モデルケースを回しながら確認をしていく必要がありますけれども、決められた場面ではフォロワーさんや委員会の専門員に立会いを求めたりすること。お金を持っているからといって勝手に進めていくのではなくて、こういった意思決定を支える方に入っていただきながらそこを支援するようなものであるということを整理しております。

4点目は、記録は期日までに豊田市に提出していただく。やはりそういうルールを守っていただく中で支援をしていただく事業者さんという形ですね。提出をしていただいて、そして、定期的に、先ほど申し上げましたけれども、専門員のチェックを受けていただきますという形にしております。

5点目は、先ほどのフォロワーさんと一緒に、何か重大な場面があったときには自分で対応せずに速やかに適するところにつなげてくださいということを書いているところでございます。

めくっていただきまして、次が緑の権利擁護支援委員会のところになります。

こちらの委員会、先ほど事務局、合議体と専門員というような機能があると申し上げましたが、それを統括してこの役割を整理しているところでございます。

この委員会の役割としては、権利擁護支援を推進するために、この権利擁護支援という言葉は意思決定支援、本人の権利を行使していく場面と、あとは何か権利侵害が起こっているときにそこから回復していく、そういった2つの要素があるような考え方でございますが、それを推進するために第三者の立場から支援や監督を行いますという整理にしております。

そして、特に意思決定支援の要素が強いのですが、権利擁護支援として、金銭管理が適切に行われるように専門員による定期的な監督を行いますということで、今のところ、このWGで話し合った結果としては、任意後見監督人のチェックが大体3か月に1回ぐらいという形を聞きましたので、それと合わせる形で定期的な監督を考えているところでございます。

3点目でございます。意思決定の場面に関しては、本人の意思決定や意思決定フォロワーさんの活動を支えるために、必要に応じて立会いや助言や調査などを行いますということにしております。

4点目でございます。記録や報告に関しては、フォロワーさんや事業者さんが報告をしていただきますので、それを見たりとかそれを受けて事業の適切な遂行を確認していくことになります。

最後は、危機等の対応と書いてありますけれども、苦情だったりとかそういったものも受け付けて、そして、必要に応じて調査や勧奨をしていったりとか、そして、その本人さんの状況次第においては成年後見制度だとか別の法的な支援につなげながら適切に権利擁護が図られる体制も確保していくということをこの委員会の役割として整理させていただきました。

これらが今、述べたとおり、今後実施していく事業の全体像を表現しているような資料でございます。

15ページは少し参考になるかもしれませんが、では、権利擁護支援に関するものといえば成年後見制度や社協さんで実施されている日常生活自立支援事業もございますし、あと任意代理の契約を使いながらこの辺の金銭管理をしているような事業者さんだとかそういった方もいらっしゃいますので、それを比較する表として整理させていただいたものになります。

左から見ていきたいと思いますが、成年後見制度は判断能力が不十分な方ということで、契約の内容だとかが理解できなくても利用できる、そういった方の本人保護の部分を含めて支えるような仕組みでございます。

日常生活自立支援事業以降、右の3つに関しては契約に基づいて実施をしていきますので、物事の判断に不安はありますけれども、その内容だとか意味は理解できるような方が対象になっているということで、我々の意思決定の支援事業も同様に考えている次第でございます。

それらを実施していく方、成年後見制度でいえば後見人が当たるという形になります。

日常生活自立支援事業は、社協が実施するという形。

任意代理の契約は、まさに任意の相手を選んで、御自身として契約相手を選んでいくという形になります。

この我々の地域生活意思決定支援事業に関しては、市民のフォロワーさんも関わっていただきますし、福祉やそういった関係の事業者さんにも関わっていただきますし、専門的な知見や実務経験を持ったような方々、要は委員会にも関わっていただくということになります。

こうした実施者の選び方になります。

成年後見制度という制度は、候補者はもちろん裁判所に出せるのですが、裁判所が後見人を選任しますので、仕組み上は本人がその後見人を選べないという形になっております。

日常生活自立支援事業は、もちろん契約ですので本人が選べるのですが、実質事業を実施しているのが社協なので、その選ぶ先は社協一択という形になります。

任意代理の契約は、御本人がもちろん任意に選べますので、実施者は御本人が好きな方を選んでいただく形になります。

この地域生活意思決定支援事業に関しては、御本人が選べる形です。フォロワーさんに関してもマッチングの機会を設けて、相性であったりとか人柄とかもお会いになっていたきながら少し選んでいただいたり、あとは今後、赤の事業者さんが増えていけば、そこを御本人さんが選んで選択をしていく。福祉サービスとか介護保険サービスをどこにしようかなとか施設をどこにしようかなと選ぶのと同じような形というのが今後充実していけば選べるのではないかなと考えている次第でございます。

実施する内容に関して、成年後見制度は、法的な権限を持ちながら日常的な金銭管理の範囲を超えて財産の管理と身上保護を実施していくというものになります。

日常生活自立支援事業は、法律上の立てつけとしては、福祉サービスの利用援助ということで福祉サービスの利用を支えながら、それに付随するような金銭管理や書類の預かりをしていくというような事業になっております。

任意代理の契約では、任意の内容で財産の管理とかを決めていく形になります。

こちらの事業に関しては、地域生活を営む中で意思決定支援を図りながら、その考え方に基づいて日常的な金銭管理を実施していくというような形になります。

次に、5点目でございます。権利擁護支援、特に意思決定支援の観点から見ると、その意思決定支援の部分は、もちろん意思尊重義務とか身上配慮義務はありますけれども、成年後見制度は後見人によりけりという形になります。

日常生活自立支援事業は、支援員と呼ばれる地域の方々方が丁寧に関わっていただいて、その関わりの中で実施をしているという形になります。

任意代理の契約は、特に規定はないという形になります。

そして、本事業に関しては、そもそも意思決定支援を仕組みとして導入していこうという形として整理しています。

最後から2点目でございますが、では、それらの実施状況を監督していくところはどこかということで、成年後見制度は民法に基づきながら家庭裁判所がそこを監督していくような役割になります。

日常生活自立支援事業は、県に置かれています運営適正化委員会がそこを見ていくような形。

任意代理の契約は、そこをチェックするような役割がないので、少し危険性として指摘されている部分でございます。

本事業に関しては、市においてこういった委員会を設けながら、そして、委員会の中に役割、機能を3つに分けながら、支援の部分を含めて監督をしていくような形になります。

最後に、まだまだ決まってない部分があるので恐縮でございますが、利用に必要な費用ということで、成年後見制度は、本人の財産だとか後見人の業務によって家庭裁判所が決定をしますのです、使う側からするとどのぐらいお金がかかるのかというのは、今は分から

ない、予測可能性がなかなか高くない制度ということで金額不明と書かせていただいております。

日常生活自立支援事業は、豊田市における金額を書かせていただいております。回数当たり1,200円と書類預かりは月に250円というような形で、生保の方は無料になっているような仕組みでございます。

任意代理の契約は、任意でこの金額を決めていく形になります。

最後に、本事業に関して、市で実施していく事業ですので、その負担の割合だとか仕組みというのは市のほうで検討させていただきながら実施をしていくというところがございます。何らかの応益・応能の部分は取り入れながらも、一方で、成年後見制度のような具体的な金額が分からない仕組みでなく、できるだけ分かりやすい形でお届けできるような形で、今、最終的な検討をしているところでございます。

次のページは御参考なので、またお時間があれば見ていただきたいなというように思います。

17ページ以降は補足として整理表を作って整理をしてきているところでございます。一言一句は説明させていただかないのですが、かいつまんでだけ御説明させていただきたいなと思います。

見方としては、先ほどの絵を分解して表として整理しておりますので、左から本人、フォロワー、事業者、委員会というような形になります。

ポイントとしてまずお伝えさせていただきますが、この事業の本人の対象者の条件といったものは、以下のとおりと考えております。

以下の全てに該当する者ということで、精神上的理由、これは認知症や知的障害や精神障害と呼ばれるようなところかなと思います。またはそれ以外にも情報弱者といわれるような方であったり、例えば生活困窮によって判断するのに不安を抱えるような方とか、そういった方々も含めて意思決定支援や金銭管理が必要な方であるという状態像の中で、その課題がありながら親族からの支援や他の民間サービスの利用を受けることが難しい方を対象とする形と考えているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、契約に基づきますので支援の内容が理解できる、もしくは今後、成年後見制度を使っている方も使えるのではないかなということで、後見人がこの事業の契約をして実施していくことも考えられるという設定をしているところでございます。

フォロワーさんに関しては、当面は市民後見人さんの養成講座を修了された方に担っていただけるのかなと思っておりますが、ここの拡充の部分を今後議論させていただければなと思っております。

生活基盤サービス事業者は、豊田市のほうで指定基準を設けながら、その指定を受けた方という形でスタートしていきたいなと思います。当面は社会福祉法人であって、介護や障害のサービスを受けたような方々を想定しています。ここの増やし方、すごく慎重な部分はありますが、一方で、いろいろな方に担っていただけるといいかなとも思っております。

すので、どのように増やしていこうかということは皆さんとも議論させていただきながら考えていきたいと思っております。

委員会に関して、事務局については、まずは市で受け止めていきたいと考えております。

一方で、フォロワーに関しては、申し上げたとおり、市民後見人養成講座の修了者の方を当面は想定しているので、成年後見支援センターにも育成と活躍支援の一環として少し関わっていただくような体制を考えております。

合議体は、申し上げたとおり、市民や当事者の関係や司法や福祉の関係者と、あと専門的に助言をいただくために一定期間の間はSDM-Japanの方にも関わっていただくような形を想定しています。

権利擁護支援専門員に関しては、例えば後見監督人をやられた経験がある方や、あとは当事者活動の支援をされている経験がある方。つまり、金銭管理のチェックをするのに少し長けているような方だとか、意思決定の部分で当事者の気持ちを理解することが長けていらっしゃるような方々を想定しながら、必要に応じて派遣したり担当をしていくような形として設定をしているところでございます。

以降のページは詳細にはなります。本当に少しポイントだけお伝えすると、19ページ、利用の開始のところでございますが、御本人さんが豊田市に利用登録をしていただきながら開始をしていくような仕組みで整えたいと思っております。

成年後見制度や日常生活自立支援事業は使うまでのハードルがかなり高い、そして、期間が長くかかってしまうというデメリットがございますので、そこをできるだけ解消した形、柔軟に使えるような制度として設計していけるといいかなと思っております。

そして、赤の事業者の欄に書いてありますけれども、赤の事業者は重要事項説明書で支援の内容を説明してもらった上で契約を締結する。その契約の中にフォロワーや委員会に関わるということを規定するような形を想定しているところでございます。

そのほか、本人同意によって個人情報の共有を図るところも各種設定をしているという形になります。

そして、先ほど申し上げたとおりマッチングです。フォロワーとの相性を確かめていくような機会も本人の希望によって設定をしていく形を想定していますし、関係性の解除ということで、フォロワーの交代であったり、そもそもこの契約をやめることができるというところを設定しているということでございます。

以降のページは本当に詳細な部分を整理させていただきました。全体委員会としては、この一つ一つの役割、何がやるのがいいかなとか、どういうようにやるのがいいかなということを議論していただくというよりは、全体像を捉えていただきながら、この事業をどう育んでいくかという視点で御確認いただけるといいと思いますので、説明は一旦省略させていただきます。何か質問があればこの辺も使いながら補足説明をさせていただこうかなと思います。

少し長くなりましたが、事務局からは以上の説明となります。よろしくお願いいたします

す。

○名川委員長代理　ありがとうございました。

ここまでのところ、これまでずっとWGの皆さんに御議論いただきながら整理を続けてきたわけですね。本事業については、これからモデルケースとして何名かの方に御協力をいただきながら、子細については試行錯誤をしながら、その中で考えて検討していくということになっていくと思います。そのため、この全体委員会のほうでは、全体の考え方について御理解いただくとともに、今後、この事業がどのような方向に向かうとよいかについていろいろと建設的に御意見をいただく場としていただければと思います。

意見交換については議事2(3)にございますので、そちらで取らせていただくとして、ここではひとまず今までの事務局の説明の部分、この辺どうかなという確認をしたいところなどございましたら御質問お願いいたします。いかがでございましょうか。ここまではひとまず、では、よろしいですか。

では、また改めて御議論いただく中でここはどうなのでしょうというように言っていたいても構わないと思いますので、ひとまず次のほうに進めさせていただきたいと思います。

議事2の「(2) 本事業に期待すること」ということで、豊田市の関係の皆様方にぜひこの事業の開始に当たりまして期待や思いなどについて簡単に御発言をいただけるとありがたいと思います。

名簿順ということで、まずは木本さんなのですが、毎回毎回頼ってすみません。よろしくをお願いいたします。

○木本委員　ユートピアの木本です。お願いします。

私が期待することは、もちろん意思決定がしっかりできるようにということで、ここでは青のフォロワーの方がどれぐらい力を発揮できるか。ちょっと私ごとですが、8月30日のWGに出席させていただいたのですが、実は私、仙台で出ていました。何で仙台かというと、夏休みを取って、すしだけを食べに仙台に行きました。宿泊、交通費を込めると10万ぐらいという。それを私の青のフォロワーがいたらぜひ行きたい。たまたま、うちのかみさんが私の大事にしていることを理解してくれていたんで、その10万が出てきたのです。というのを青のフォロワーがしっかりスピーカーで話してくれるような事業であってほしいなと思っています。

以上です。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

確かにそれだけ食べに仙台に行くぞといったときに周りは、それは高いからやめなよという話になるかもしれませんものね。

○木本委員　名古屋で食ったほうが何貫か食えるのですが、私にとってはどうしても行かなければいけないすし屋がありました。

○名川委員長代理　恐らく木本さんのどれだけそのすし屋が大事だったかということをも

分奥さんが受け止められたのだろうなと思います。ありがとうございました。幸先よい御発言をいただいたなと思います。

それでは、恐縮ですが、中根さんもよろしかったら一言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○中根委員 私たち、今、有料のヘルパーみたいなことをしてしまして、20分500円という単位で、本人のQOLを上げるために介護保険サービスとかではできないサービスをしています。それは例えば電球の交換だったりとか、昨日も実際電話が入って、電球が切れた、では、電球を交換してほしい、夜になると真っ暗になってしまうからということで行ったのですが、この際に問題となるのが、そのことはその方の意思でいいのです。中には家族に承諾を取ってくださいという方だったりとか地域包括からの依頼があったりだとかというところで、やはりお金を出す人たちだとか決定権がある人たちというところと本人さんのやってほしいサービス、そこのスピード感というのをどのように捉えるかというのは今、すごく自分たちで困っているところで、御家族の中には月1万円ぐらいだったらもう自由にしてください、本人の言うようにやってください、超えるようだったらこちらに連絡くださいという御家族もいるし、一個一個、全部確認を取ってくださいという人もいるし、いやもう本人に全部任せますという御家族もいるのですね。

やはり本人さんが1人で暮らしている、若年性認知症の方だとか障害がある方だとかいろいろなケースがあるのですけれども、その人たちのそのときの感情だとか、余暇を楽しむ的なものだったら私たちもしっかり伝えるのです。ただ、本当に生活に困っているときに家族に連絡がつかないとかというときは困ってしまうなというところがあるので、この仕組みの中で何かそこはフォロワーさんだったりとか擁護委員会だとかというところが出てくると思うのですけれども、何かスピーディーに意思決定ができるような仕組みがあるといいなというようには感じております。

○名川委員長代理 ありがとうございます。

その件については、また改めて意見交換の部分でもいろいろと御検討いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、全ての方に回せるわけではないので、豊田市の方ということでお願いをせざるを得ないのですが、申し訳ございません。長澤さん、よろしかったら一言いかがでしょうか。

○長澤委員 このプロジェクトに期待することということですね。私、個人的に今、麦を栽培していて、麦からストローを作っているのです。そのストローを作るときに障害のある人とか高齢の人に作業してもらって、麦はカットして葉っぱを取ればすぐストローになるので、簡単には作れる。これは何でやっているかという、高齢の人とか障害のある人は社会的な役割をもっとつくっていききたいなと思ってやっているのですけれども、意思決定支援プロジェクトというのも意思決定を支援するのですが、その中で行く行くはそういう社会参加とか社会的な役割を持てるような意思決定をすることができたらとてもいい

なと思って、本人がこういうことをやりたいと言ったときに後押ししてくれていろいろな社会参加ができる、社会の中で役割が持てるというようなものが実現していくといいかなというように思っています。

以上です。

○名川委員長代理 ありがとうございます。そういったところも基本理念としての「十人十色」という中でそれぞれの活動が広がっていくことになればいいのだろうなと思いますし、これは多分事務局の安藤さんのアイデアだったかな、赤と青と緑を合わせると光の三原色で白になるという、それぞれのハーモニーで光っていけるというところがいいのだというような話も聞いておりましたので、多分そのようにこれからみんなで取り組んでいければいいのかなというように思います。ありがとうございます。

三井さん、よろしかったら一言。

○三井委員 私は介護保険施設を運営する立場にありますので、やはり認知機能の低下している利用者さん、または認知機能の低下が少しずつ進んでいく利用者さんと日々関わっています。立場上、やはり症例から、経験から、こうすると失敗をこの人はするので、失敗をしないような選択のお手伝いをしてしまう傾向がこれまではありました。

事例としては、ピースボートに行きたいおじいさん、全力で止めました。その方、北海道ならいいかと北海道の旅行を企画しました。ちょっと1人では無理かなということで断念してもらいました。最近、知り合いの介護保険事業所と、今、介護保険事業と旅行事業をやっている知り合いがいて、そこへちょっと関わって、白浜のアドベンチャーワールドへ行ってきたと言って、よいなと思いました。これはいいなと思いました。失敗をさせてはもちろんいけない部分はあります。取り返しがつかない失敗も中にはあると思うのですが、何でもかんでも制限してしまうのではないかな、まさに十人十色で、御本人さんが望む形をかなえてあげる、選択肢の一つに本事業になるといいな、そのように考えています。

以上です。

○名川委員長代理 ありがとうございます。リスクに対する前向きな取組というのも非常に大事なかなというように伺いました。ありがとうございます。

時間があれなのですが、もしよろしかったら水谷さんも一言いただけますと。よろしいでしょうか。

○水谷委員 この意思決定支援の事業の内容を先にお聞きしていて、特にフォロワーさんはすごく負担になるかもしれないなと思って、だけれども、私が実際は本人の意思決定を代わりにやっているのというところをよく考えてみたら、うちの息子は語彙も少ないし、いろいろな情報を得るのもできない、分からないしというので、親でも一番いいものを選択してあげているのかなと、そういうところがちょっと不安になってしまっていて、結構二択とかで、こっちとこっち、どっちがいいみたいに聞いても、両方指してしまうのですね。すごく離しておいても、結局もうどっちもどっちということで指してしまうぐらいで、そ

れはどのようなと思ったときに、どっちもなのかもしれないし、どっちも違うのかもしれない。その辺、親が選択肢を狭めているかもしれないというように思えてきてしまって、なので、フォロワーさんが入ることで選択肢がもしかしたら広がるかもしれない。

ただ、フォロワーさんにすぐに心を開く人ではないので、その辺、難しいかなとは思いますが、あとグループホームにも息子は入っているので、グループホームでやることと家でやることと違っていたりするのですよね。だから、いろいろな人に関わってもらって本人がいいというのが、これならいいかなというのが選べるのならそれはいいのかなと親としてちょっと反省はしつつ、この事業に期待もしています。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

恐らくフォロワーさんについてもこれから期待するところと、それから、難しいところといろいろと出てくると思いますので、一緒に御検討いただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。このようにそれぞれの皆様の期待や思いについて確認しながら協力して進めていきたいと考えているところでございます。

では、続きまして、（３）の「意見交換」のほうに進めます。

これについては、まず事務局から、熊田委員長の協議・指示事項というのがございますので、共有をお願いします。

○安藤委員　よろしくお願いします。

資料３でお配りしたホチキス留めの縦向きの資料を御覧いただきたいと思います。

本日、急用によって参加がかなわなかった熊田さん、熊田委員長からお預かりしているものになります。

協議・指示事項ということになります。読み上げさせていただきます。

以下に掲げた協議事項に追加する事項がないかどうかの確認をまずしていただいて、その確認いただいた協議事項も含めて意見交換をしてくださいということです。

なお、次の１番に掲げるものに関しては、課題認識としてはもちろん捉える必要がある。その一方で、現状における整理を熊田さんにしていただきましたので、この整理を示し、必要に応じて詳細については今後事業を進める中で検討するため、今日、この時点での意見交換は不要という指示を委員長からいただいております。

それは何かと申し上げると１番のところでございます。

本事業の対象となる本人の意思能力の考え方、これは法律的な話なので難しいのですが、意思能力の考え方と生活基盤サービスの契約についてというものになります。

法律の先生がいっぱいいるのに私が読むのは嫌なのですが、法律行為の当事者が意思表示をしたときに意思能力を有しなかったときは、その法律行為は無効とされているという、民法上、そういうルールがあるというところでございます。

一方で、本事業における生活基盤サービス事業者は、当面の間は、本人に対して既に介護保険等に基づくサービス提供を行っている者を想定しております。なので、御本人はサービス利用契約による内容や効果を理解して契約を締結し、同サービスを受けている者と

推定できる形になります。そのため、サービスを受けることによってどういう効果があるのかということが理解できる方というような意味合いになります。

本事業で取り扱う金銭管理の範囲は、監督機関である権利擁護支援委員会の監督の下、年金の管理であったり、サービスの利用料、光熱費、食費等の生活費などの支払い、そして、小遣いの受渡し程度を想定しているので、前記のサービスの延長線上にある本契約についても、丁寧な説明を前提として、御本人がその内容を理解することに特段の支障はないものと解されるという形になります。

なお、このサービスの契約締結前に既に成年後見制度を使っている御本人さんの場合は、後見人がその代理権に基づいて契約をすることは差し支えないという形で整理していただいています。

以上、今後、制度設計構築を行う中で検討する事項が一定の範囲で存在することも踏まえながらも、豊田市のほうに以下の仕組みを整えてもらうことでこの辺の部分を少しクリアしながら事業を開始していきましようということを指示していただいております。

1点目は、本事業の利用を希望する本人が介護保険等のサービスを利用していない場合、そういった場合は原則として日常生活自立支援事業、そもそもこれは福祉サービス利用援助という設定もありますので、そこから始めましようということになります。その後の移行はあり得るのかなと考えております。

2点目でございます。本事業の利用を希望する本人に対しては、生活基盤事業者が本事業の重要事項説明を行うとともに、豊田市に利用登録する場合だとかフォローのマッチングの場面において事業の内容について丁寧に説明し、本人の意思の確認を行うことということをお願いしております。

3点目です。生活基盤サービス事業者さんは、その契約の締結、遂行に当たって契約の無効ないし損害賠償の責任等のリスクが懸念される場合においては、速やかに委員会のほうに報告をしてくださいというような指示もいただいております。

4点目でございます。権利擁護支援委員会は、特に利用開始から数か月の間において、本人の状況を丁寧に確認するとともに、それ以降の期間も含めて金銭管理を含む生活の支援や意思決定支援が適切に図られているかどうかをチェック、注視して、必要な場面では、成年後見制度を含めた他の支援策の方につなげるということが言われております。こういった指示事項をいただきながら市で整理しながら実施をしていきたいと考えているところでございます。

以降は本日、熊田委員長から御議論していただきたいという点として預かっているものでございます。

1点目でございます。御本人の具体的な状態像について御議論してくださいということになります。

先ほど私が整理表の中で、御本人さん、対象となる方の条件を示させていただきましたけれども、その条件は分かったものの、では、具体的にどのような場合の方だとか、

こういったケースにおいて、本事業を利用することによって生活の質や自律性を向上できるのかを検討したいので、どのようなケースの場合だとか、どのような状況だと、よりこういう御本人にとっていいのではないのか、こういう事業を使うことはいいのではないかということの意見を求めたいという形になります。

この際、意思決定をフォロワーが寄り添う部分もあれば、あとは日常的な金銭管理の部分もあるので、例えば日常的な金銭管理が必要な人はこういう人だよねとこういうケースがあるよねとか、そういうように切り分けながらもお考えいただきたいという指示をいただいております。

この協議は、事業そのものの在り方のみならず、今後のWGの検討にも有効となるというようにことをいただいております。

2点目でございます。このフォロワーの担い手だとか研修だとかフォローアップについてでございます。

この担い手を拡大するために、参加が期待される主体だとか、その主体にどう呼びかけていくかということについて意見を下さいと言われております。

また、フォロワーが役割を果たすために、一方で、水谷さんから御指摘いただきましたけれども、負担を少しでも軽減できるように必要となる研修だとかバックアップについてどのような役割があったらいいかという意見を求めたいという形になります。時間があれば、赤の事業者の担い手とか今後目指していくべきサービス内容についても御議論いただきたいということを賜っております。

最後に、3番、指示事項ということで、簡単に言うと熊田委員長から宿題をもらってしまいましたことになりますので、こちらは議論させていただくというよりは今後整理させていただいて委員会に報告するような形でございます。

まず1点目は、利用の開始から活動・支援までに至る事業のフロー図を特に豊田市を中心につくってくださいという指示をいただいております。

2点目は、このフォロワーに必要となる研修の案をフォロワーとして試行実施に関わっていただく方の声も聞きながらつくってくださいということがSDM-Japanに宿題として出ております。

3点目は、日常的な金銭管理の範囲というのがどのぐらいのものなのかだとか、あと透明性を確保できるような管理の仕方というのはどういうものかというのを豊田市と試行実施に関わっていただくような赤の事業者と協力をしながら整理をしてくださいという話をいただいております。

4点目、権利擁護支援委員会の機能を一旦は整理しておりますけれども、今後、モデルケースを進めていく中で必要となるものがさらに出てくれば、それは整理して教えてくださいということになります。

最後、別ページでも少し意見をもらう場面がございますが、本プロジェクトの有用性を伝えるシンポジウム等の普及啓発の具体案を報告してくださいということを言われていま

して、こちらは宿題事項としてお預かりをしたものなので、皆さんには2ページの協議事項について御議論いただけるといいかと思ってこのペーパーを預かってきました。

説明は以上になります。

○名川委員長代理 ありがとうございます。

1番については、議論しないというよりも、むしろ優先順位としてまず今回はここをきちんと御議論いただきたいという御提示なのかなと理解をいたしました。その上で、やはり私、名川では心もとないだろうからあらかじめ論点をさばいてくださったのかなと理解したところですので、ありがたくそのように進めさせていただきますが、皆様のほうから、今のところいただいた協議事項、2のほかにもう少しこもやったほうがいいのかということがございますでしょうか。

もし無いようであれば、こちらの協議事項について皆様から御意見を伺うようにしていきたいと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

まずは本事業の対象者、御本人の具体的な状態像について示しなさいということで、この点についていかがでございましょうか。

例えばそういう意味では親御さんでいらっしゃる水谷さんのほうから、どんな感じのフォロワーさんでいけばいいのかなとか、どんな事業としてこれを使えるのかなとか、そういったところ、少しお話いただけますか。

○水谷委員 自分の意思を持ってある程度伝えられる方はいいのですが、そういう方は多分フォロワーさんと話したりいろいろな手段でいいのですが、うちは多分それは無理なので、フォロワーさんと生活基盤サービス事業者さんは全く別個であると思うのだが、その人からも聞き取りをするとか、親がいれば親に聞き取りというので決まっていくのかなというイメージです。

私、成年後見をずっとしているということですがけれども、成年後見、どうして始めたかという、グループホームに入る前に、グループホームに入る、入居が決まるので、本人との財産を別個にして独立したようにしていこうと考えて、後で成年後見、どなたかにバトタッチするときにスムーズにいくようにということをやってきたのですが、この生活基盤事業者というような割と日常的なものがあまり成年後見人は関係ないかなというように思っていて、このサービスを受けるのだったら、この事業を受けるのだったら成年後見は要らない。うちの場合は要らないのだなというように思っているのです。なので、つなげるときに成年後見としてあったほうがいいのかと思うのですがけれども、やめられるなら成年後見はやめてしまってもいいのかなというように。なので、そこら辺がどうなるのかというのは疑問に思います。

成年後見でもなるときに、うちの子の財産だったら、これぐらいの貯金だったら、どれぐらいの報酬を払わなければいけないのか、今後の施設に関係してくるので、ある程度蓄えもしながらやっていかなければいけないかなと思って家庭裁判所の決定のときに聞いたのですがけれども、親は要らないですよということで片づけられてしまって、参考としてど

れぐらいになるのか心構えとして聞いておきたかったのですが、その辺も不透明なので、あまり成年後見は何だろうという思いはあります。

なので、意思決定支援事業が始まると聞いて、期待はしているところです。でも、やってみないと分からないかなと思うのが今の気持ちです。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

確かにやってみないと分からないので、これから試み始めるのですけれども、と同時に、後見制度を使わない場合の受皿というか仕組みづくりとしては何があるのかなという検討でもあると思うのですね。その辺は皆様にも共有いただいているかなと思うので。ただし、もちろん先ほどの話にもあったようにつなぎとしてあり、どうしてもこの枠組みでは難しい場合には日常生活自立支援事業や後見のほうにつなぐというルートも残しながら、でもそれを使わないとすると例えば何があるのか、あるいは一緒に使っていくと何ができるのかなという可能性の検討かなというように考えております。

そういった意味でも、どのような人がこれを使いながらどのように暮らしがつかれるのかなといったこと、それを意思決定という部分や金銭管理という部分である程度、こんな人も使えるのではないのかな、このようにもできるのではないのかなというのをもう少し御意見いただけるとありがたいです。

いかがでしょう。　ネットのZoomでの参加の方々ももしよろしければ挙手等でお願いいたします。どなたか。

八木さん、どうぞ。

○八木委員　豊田市社会福祉協議会の八木です。

協議事項の1つ目の○、具体的な状態像についてというところで、私のほうで成年後見支援センターというところとあと金銭管理ということをやっているものですから、具体的かどうかは分かりませんが、一応状況的なもので報告的な形になりますが、お伝えさせていただきますと思います。

先ほど水谷さんからもお話が出たと思うのですけれども、恐らく状態像として意思決定支援フォローを必要とする人の状態像と生活基盤事業者、金銭管理をしてほしい人の状態像は違うと思っています。ただ、違うけれども、それを一つにやることで新しい試みということではいいことだとは思っていますが、どういうことかという、金銭管理を希望される方というのは、うちのほうの大半の方がもともとちょっとお金の使い方が破綻している。だから、それを改善するために金銭管理事業を入れて生活を立て直すためというところの方が言い方は悪いのですけれども、3割から4割程度という形になっています。

そこからだんだん立て直していったときに恐らく今度、本人さんがどうお金を使いたいのかというところでフォローさんのような方が必要になってくるのかなと思うのです。ただ、これを同時期に始めようとしたときに、具体的な対象者として、もともとお金の使い方が破綻していて困っている人たちが金銭管理事業を使いたいですよと言って、プラスその人にフォローさんがついてしまうと、もともとパチンコ好きでパチンコをやり過ぎ

てしまうせいでお金がなくなってしまって借金まみれになってしまった方が金銭管理を使いたいというように本人が言ってきたところに対してフォロワーさんがついてしまうと、私はパチンコをしたいのだとなってしまう可能性があるかなというところは少し疑問点があります。

順番として、例えば金銭管理事業をして、先ほどの日自とかを使って金銭が安定した後にこちらのほうの基盤を使ってフォロワーと同時に始めるというような状態像を合わせてからスタートがいいとは思いますが、そういった部分で多分利用者、それから、使う対象像がフォロワーさんと金銭管理というところを同時に始めたいときには、その状態像を合わせる必要性はあるのかなというように思います。フォロワーを使いたい人たちは多分自分のためにお金をどう使いたいとか、どういうように使っていきたいかというものが対象で、もともと金銭管理を利用したいという破綻したような状態、普通の生活に戻りたいと思っている人というところの像のずれというところは確かに合わせる必要性が出てくるのかなというように実際やっている現場としては感じると思います。

以上です。

○名川委員長代理 では、どうぞ。

○安藤委員 すみません、私も一応委員なので。

ということは、日常生活自立支援事業で生活の立て直しをした後、要は継続して安定しながら生活を続けていったり、さらに生活の質を高めるということであれば、今、例えば日自を使われている利用者さんが移行するとか、そういうことも考えられるという。

○八木委員 そうですね。そういった方に関してはいけると思うのです。

○安藤委員 日自との違いの整理の一つの考え方として、少しケースが安定していないような方とか、今、言った債務だったりとか破綻されているような方は1回、社協のような体制があるところで受け止めて、少し生活が整ったりとかしたらこちらの事業を使うというような切り分けができるのではないかなということでもいいですか。

○八木委員 そうですね。具体的にどうするか、確かにそういうようなことは必要になってくる可能性があるというところ。

あとすみません、センターとしての意見も一つ言って置かなければいけないと思うのですが、ただ、後見センターをやっている中で、どうしても生活基盤サービス事業者、金銭管理するところだけだと日々のお金しか預かれない。部会でも何度か発言をさせていただいたのですが、ただ、財産管理というものができないというところがまず一つ課題としてはあるというところで、対象像として年金のみで生活している方というところに関しては利用できると思うのですが、例えば豊田市だと意外と土地を持っているとかアパート経営をしているだとか、もしくは年金があつたり3000万ぐらい貯金があったときには、恐らくこの事業だけではなかなか対応し切れない可能性はあるというところでは、財産管理というところはどこかに必要になってくるのかなというようには思っております。

長く発言してしまいまして申し訳ないです。

○名川委員長代理　ありがとうございました。

他事業との関わり合いや使い分け、重なり合いの課題は理解できましたし、さらには意思決定支援という部分とサービス基盤事業者、財産管理部分というのも両方使う人もいればそれぞれ使う人、片方ずつ使う人というのもあるしという、それぞれのパターンというのがあるということになりそうですね。

○八木委員　はい。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

そのようなことも含めまして、もう少しそれぞれのお立場からで結構ですので、御意見いただければと思います。いかがでしょう。自分のところだったらこういうように考えるかなとかでも結構かと思います。

袖山さん、お願いいたします。

○菊地委員代理（袖山委員）　ありがとうございます。

今の八木さんのお話、その前のお話もありましたけれども、もともと今回、登録制で最初、これを使うようになっていると思うのですが、その登録された人を今の八木さんの話だと日常生活自立支援事業で整えてからやったほうがいいのではないかとすると、登録してもらったが金銭管理の契約はしないという状態がもしかして現れるのか、または意思決定支援だけはしたいが金銭管理はいいよという人ももしかしてしているのかなとか、そういうようなこともちょっと今、考えてしまいました。

そういったところはどうかのかなというところと、それから、今年は実証ということで顔の見える形の人たちに対してやっていくと思うのですが、来年、再来年以降、意思決定支援が必要な人と今、おっしゃっていた、いわゆる金銭管理が必要な人は本当にずれているところもあるのかなというところで、将来的にどういう形で広げていくのか。やはり絶対契約が必要ですよとなったときに、金銭管理がメインの目的なのか、それとも意思決定支援するのがメインの目的かというところをもう一回確認させていただけるとありがたいなと思いました。

○名川委員長代理　ありがとうございました。

事務局並びに各委員のほうから御意見を伺いましょう。まず事務局のほうからいかがでしょうか。

○安藤委員　一つ、多分まず確認をしておかなければいけないと思うのが、特に身寄りのない方ですね。御自身だけで決めることができない方が対象になってくる中で、さらに身寄りがないという状態なので、相談ができなかったり、意思を決めていくことが難しい場面においては恐らく両方要るのだろうなと思います。その両方のタイミングは、八木さんが言うように最初は、お金は日自のほうでフォロワーさんが入ってくるとか、そういうようなやり方はあるのでしょうかけれども、多分2つ要るのだろうなと思っています。

将来的なことを考えれば、これは豊田市の事業の範囲で考えるのか、国のモデル事業も受けていますので厚生労働省のほうにそういうことを報告していく必要もあるのかもしれ

ませんけれども、それぞれの事業として使いたい方とか、それぞれの事業で使うことが適切な状態の方というのが仮に整理することができれば、1個ずつ使うということもあり得るのではないかなというようには考えております。

ただ、冒頭に申し上げたとおり、この事業、最初は、やはり判断能力に不安を抱えながら、そして、身寄りがなくてそういったところが頼れない方を捉えていくとなると、まずはその2つを使う形ということ想定していくのかなと思いますし、また、牽制関係ではないですけれども、日々フォロワーとか声をかけてくださる方が来るような環境下において適切に金銭管理をしていただくようなところをスキームとしては考えていますので、今はそういうような段階なのかなというように思います。モデルケースを見ていく中で、もしかしたらおっしゃるとおり、1つずつ使ったほうがいいような方も出てくるのかなと思うので、いろいろなケースとか事例とか見ながらそういうところは整理する必要があるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○名川委員長代理 袖山さん、いかがでしょうか。

○菊地委員代理（袖山委員） 私も今年はいわゆるモデル的にやっていくので、その中から豊田市が今回もともと課題の出発地になっている人たちにどういように対応していくかというところはまだ見てみないと分からない部分なのかなというようには感じておりますので、おっしゃるとおりだなというところはあります。

あともう一つは、意思が非常にエクストリームな意思だったりした場合はまたそれもいろいろ考えなければいけないのかなというように先ほどの浪費のお話とかも伺って思ったところです。

それともう一つ、ごめんなさい、長くなってしまうのですが、日常生活自立支援事業で整えてからというのと、一応登録した人を振り分けると言ったらおかしいのですが、そういうようなことが行われてしまうのは豊田市さんとしてどうなのかとか、そういうところもまた検討されたほうがいいのかというようにも感じました。ありがとうございます。

○名川委員長代理 そうですね。その辺の手順として、それを市が振り分けるのか、それとも、改めて緑の委員会のほうがそれでいいのかな、こういうように使ってはどうかということも含めて、これからやり方としては慎重に考えていってもいいかもしれませんね。

どうぞ。

○安藤委員 地域全体の仕組みとして捉えたときには、地域包括支援センターとかケアマネや相談支援専門員の方にいろいろな事業ができたことによって、どういう人がどういうのが適切なのかということ例えば研修を通じてお伝えをしていくことによって、彼らが要は例えば高齢者なら高齢者のいろいろな相談を受けて必要なサービスだとかを考えたりする部分がございますので、そういった方々にも成年後見や日常生活自立支援事業とこの事業というところを御理解いただくということが重要かなと思いますし、あとはその部

分は成年後見支援センターが中核機関として対応している部分でもございますので、そういう地域の仕組みの中でも整えていく必要があると思って聞いておりました。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

少し視野が広がってきたかなと思いますので、そういった方々との絡みの中で地域で使っていたらどうなるのだろうということも踏まえていかがでしょうか。皆さんのほうから御意見いただければと思います。

もしあれでしたらば、こちらのほうからお伺いをするということで、例えば永田さんのほうから何かございましたら。

○永田委員　ありがとうございます。

日自、日常生活自立支援事業の話が出てきていて、少し深まってきているというか、整理ができているのかなというように今、お聞きして感じてはのですが、日自、日常生活自立支援事業からこの事業に移行していくような場合もあるよというような整理があったと思うのですが、一方で、この状態像を考えていくときに、サービスを導入されていることが前提だとすると、日常生活自立支援事業の場合は利用者支援事業だから利用を支援するということなので、それを利用していない場合もあるよというような整理もあるでしょうし、あとほかにも日常生活自立支援事業を使われている方との状態像の違いとか、御本人の収入とか、今、割と日常生活自立支援事業は所得の低い方が使われているケースが多いのかなというように思うのですが、その辺りの整理であるとか、あと割と私の印象ですが、御本人さんがいろいろ難しい課題を抱えていらっしゃるのにしっかり社協が伴走してくださっているというイメージがあるのですが、そういった御本人さんのいろいろな難しい部分みたいなものをこの事業ではどう考えていくのかとか、日自との状態像の整理みたいなことはしていく必要があるのかなとか。

あと生活困窮の中で家計改善の支援というのをやってらっしゃると思うのですが、家計改善のほうでは実際に金銭管理の部分には手は出せないで、それで実際家計指導してもなかなかそれがうまくいかないというような課題を困窮の部分で抱えているものもあるのかなと思うので、そういったところをどういうように状態像の中で考えていくのかとか、その辺りが他事業との整理の中で少し浮かび上がってくるのではないかなというように感じました。

あとちょっと余談になってしまうかもしれないのですが、この状態像ではないのですが、先ほど長澤さんが実現するところまで考えてほしいというのを仰っていたのがすごく私は大事だなと思っていて、具体的に意思を実現していく手だてを考えていくとなると、それはなかなかフォロワーさんだけではできないので、やはりいろいろな取組、地域の取組とつながっていかないといけないのですが、それは個人でつながるということではできないので、豊田市さんがいろいろ取り組まれているような包括的な支援の仕組みの中でそういった実現の手だてのほうにつなげていくという意味では、この3つだけで考えているとそういったところになかなかたどり着かないのかなという感想を持ったので、ちょ

っと状態像から離れてしまうのですが、発言できるときに発言しておきたいなというように思いました。

以上です。

○名川委員長代理 ありがとうございました。

そういう意味では、ほかのところとつなぎながらという可能性、それから、他事業、困窮などとのつながりは今後、考えていけばいいというか、今後やり取りをする中で少しずつ考えていくことになるのでしょうか。その辺、どなたか、例えば事務局のほうからいただいてもよろしいですか。

○安藤委員 ありがとうございます。

永田先生がおっしゃっていただいたとおり。

○名川委員長代理 さん。

○安藤委員 いつも永田先生と言っているから難しいですね。少し前まで、厚労省にいたので、国の会議の先生でもあるので、ずっと先生と呼んでいたのです。

永田さんからの意見ですね。日常生活自立支援事業や生活困窮者の家計改善事業との少しすみ分けだったりだとか共存関係というところをどう考えていくかというところですね。

本人の状態像のところもあるでしょうし、あとは地域資源の状況を考える必要があるかなど。例えば本事業であると最初、介護保険とか障害福祉サービスの事業者には赤の金銭管理を担っていただくということを考えると、豊田市の場合は中山間地も意識する必要があります。このような地域であると、介護保険の事業者も少ないため、社協の日常生活自立支援事業でカバーする必要があると考えることができます。

また、社協に若干日自として難しいケースが集まりそうな今の整理の仕方も少し出てきたのかなと思っていて、要は持続可能に地域で支えていくためには社協に担ってもらうケースとこの地域の事業者が支えるケースというので違いが出てきたときに、こちらの仕組みは仕組みとしてどのような体系を取っていくのかというのも考えなければいけないでしょうし、日自が仮にそういうサービスを使ってない方とか困難な事案を抱えるのであれば、より充実した体制を取れるように人員体制や予算の部分だとかを含めて、これは県、社協の事業になっていったりとかしますし、国の補助金の事業なので、そういったところの制度設計の仕方についてお話をしていく必要があるかもしれないなと思って聞いておりました。

2点目の包括支援体制との関わりについては、やはり今、包括的な支援体制というのを市でつくっていくが極めて重要となっており、その中の一つのツールに重層的支援体制整備事業というのもあったりします。その中に参加支援という事業もあったりする中で、意思の実現のところで参加支援のメニューを使う方がいい方もいらっしゃるのかなと思ったときには、そうした事業との絡み合いというところも今後整理したりとかコラボしていけるといいのかなと思っています。やはり意思決定で特に実現となるといろいろな要素だとかいろいろな関係者を巻き込んでいく必要がありますので、本事業だけで考えるのでは

なくて、おっしゃるとおり包括的支援体制の中の位置づけを取りながら、そして、他事業との関わり合いというところを確認していけるといいのかなと思って聞いておりました。

以上でございます。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

永田さん、いかがでしょうか。

○永田委員　ありがとうございます。

特に後者の部分はすごく御本人さんの意思実現が広がっていく部分かなと思うので、ぜひ併せて、もちろんスキームを考えなければいけないのですけれども、そういう先の夢のある話をしっかり考えながら、見ながらできるといいかなというように思いました。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

次の話題に移る前に、もう少しこれについて発言したいなという方、いらっしゃったら。

山下さん、どうぞ、お願いいたします。

○山下委員　弁護士の山下です。

今の話を聞いて、周辺の既存の事業との連携あるいは関係性というところで1点申し上げたいのが、生活保護との関係性というところを意識していただきたいなというように思っていて、ほかの都市で日常の審査の委員をさせていただいていたのですけれども、そのときに目につくのが、ケースワーカーからの相談というのがかなりの割合を占めていました。

生活保護との連携が必要なケースももちろんあると思いますので、そういった意味でケースが来るということ自体はおかしなことではないのですけれども、やはりケースワーカーはケースワーカーで各保護受給世帯に対して家計の指導をするというのはケースワーカーの仕事としてあるわけであって、それが安易に日常に流れてくる、そして、この事業が始まったときにはそれが安易にこの事業に流れてくるということになると、この事業の利用者という意味で数字としては利用者の数が上がって実績が出ているかのように見えますけれども、それは本来行政が担わなければいけないほかの部門のものが来ているにすぎなくて、市民に対して新たなメリットのある事業という数字ではない可能性もありますので、やはり既存の事業はそれぞれ自分のテリトリーは一生懸命頑張る、その上で、連携もしていくという意識をそれぞれが持たないと、せっかくないい仕組みをこれだけ時間をかけて考えてもならないのではないかなというように思いますので、そこは当然モデル事業の先の話だとは思いますが、少しずつそういう意識の醸成というのが必要になってくるかなというように思います。

以上です。

○名川委員長代理　ありがとうございました。

そのようなところも踏まえて、例えばこういった方にこう使っていただくのだよということとはできるだけきちんと周知というか連携の際に確認をしていただけるとありがたいと思いました。

どうぞ。

○安藤委員 事務局です。

今の御指摘、もっともなところかなというように思っております。この事業は豊田市福祉総合相談課が担当をしておりますけれども、事業としては市の事業になります。一方で、生活保護を担当している生活福祉課というところもあります。それは福祉部になりますので、柴田部長、部内でしっかり連携をして実施していくという考え方でよろしいでしょうか。

○柴田福祉部長 そうですね。今、委員が言われたとおりだと思います。そのところはしっかり整理して、逆にいろいろなところを整理する中で何が欠けているのか、その辺りも見えてくるかと思しますので、また委員の皆さんのお話もその辺り、聞ければいいかなと思います。

○安藤委員 豊田市としてしっかりやっていきたいと思しますので、皆さんどうぞ協力をよろしくお願いいたします。

○名川委員長代理 木本さん、どうぞ。

○木本委員 今の山下さんとか安藤さんの話はとても大事で、この事業は新しい人が使っていくことを目指していると思うのです。そういう意味では、意思決定できるのにさせてもらえない人とかもいるし、水谷さんみたいにしっかりした親であればいいのだけれども、親がいるからこそ意思決定できない人はすごく多いのです。そういう人が欲しいというときに使えるものでないと駄目だと思うので、その辺もしっかり考えておかないといけないかなと思います。

○名川委員長代理 ありがとうございます。大変重要な指摘か思います。そこにつなげていくというのがまだこの会の中では十分に検討されてないところですが、今後必要になってくる、つなげていくべきところだと思いました。

では、長坂さん、よろしいでしょうか。

○長坂委員 すみません、ありがとうございます。

一つ利用者の状態ということで、入所の場合で、かつ例えば後見が利用中であるという場合の施設管理者の管理権限の中でやっていただける部分と後見人の方々と、あと今回、生活基盤サービスと、その辺りが実際にどこまで、かなり施設管理者の権限、安全管理も含めて強くなってしまう傾向があって、後見の場合で例えば社協さんが法人で受任している場合の市民後見人がその施設入所者に対して、そういった身上監護等もかなりあまり物が言えないというような状況ということがありますので、このあたりの状態のような方々もこの事業の中でどう解消していくのかという、意思決定支援のところと先ほどの実現支援のところですね。この辺りもぜひ少し御検討いただければなと思いました。

以上です。

○名川委員長代理 ありがとうございます。

次の話題もあるのですが、一旦この話ですと例えば三井さんに一言伺ってからかなと思

ったのですが、いかがでしょう。

○三井委員 大変勉強させてもらいました。私、今、ずっと思っていたのは、やはり利用事業なので、本人が選択できるという本人が選択することから始まるのかなというのを思いました。私たちがこの人にはこの制度だね、この仕組みだねと当てはめてしまうのは何か違うのかなというのを感じていました。ただ、本人がその制度、サービスを選択するサポートが必要なのだと思うのですね。ちょっと深みにはまっていました。ここから今、抜け出せずにいるような状態です。ですけれども、私たちがあくまでもこれはいい制度だから使ってくださいと言うのも違うかな。

実際に当施設でも施設だけで完結してしまっている利用者さん、成年後見制度を使って暮らしている利用者さん、そして、日自を使っている利用者さん、市民後見人さんを使っている利用者さん、様々だと思うのです。その方々の一人一人はまさに十人十色の選択肢があって、うまくそこをコーディネートしていくことが恐らく私たちに求められているのだろうな、そのように感じながらいました。

以上です。

○名川委員長代理 ありがとうございます。

非常にいいやり取りだったなというように思います。長坂さん、そういうところでいかがでしょうか。丸が出ました。ありがとうございます。

それでは、申し訳ございません、残念ですが、次の話題のほうも続けさせていただきたいと思います。意思決定フォロワーの担い手、研修内容及びフォローアップについてということで、どんな方々にこれからフォロワーさんになっていただきたいとか、今のところは市民後見人さんに御活躍いただきたいのですけれども、もしかすると足りなくなるかもしれないということも踏まえた場合にどんな方につなげばいいのか。それから、その関わり合い方、研修内容やフォローアップについてということでございます。この辺で何かアイデアなり御意見なりいただけるとありがたいと思いますが、いかがでございましょう。

八木さん。

○八木委員 一応センターというところで市民後見人のバンク登録者から今回フォロワーをまず試行的に出すという形でやらせていただいているのですが、正直、市民後見人養成講座の受講者だけで対応できるかということは多分厳しいと思っています。そもそも皆さん、市民後見人としてなりたいという方が来られているものですから、そこでフォロワーになるために来ているわけではない。ただ、希望として行く人があればという話であるものですから、絶対的に多分数は足りなくなるという予想が正直できています。

その中で、アイデアというわけでもないのですが、社協内部だけでいえば、うちはくらし応援課というところでやっていますが、共生推進課というところでもいろいろと福祉大学であったりだとか、そういったいろいろな人材というところに関しては取り組んでいるというところがあるものですから、またそういったところともちょっと連携、もしくは共働していく必要性はあるのかなというようには感じています。

以上です。すみません。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

その辺はいろいろとアイデア出しをしていただくのがありがたいのかなと。私は豊田の人間ではないのでよく分かりませんし、その辺はぜひとも。

○八木委員　永田さんが大学であったり、共生推進課ともしょっといろいろとやり取りを深くやっていたいているものですから。

○名川委員長代理　ということで、永田さん。

○永田委員　ありがとうございます。

今、おっしゃられたように人材は広くいろいろ見ていくのがいいのかなと思っていて、こういったことを多くの市民の方に学んでいただいたりとか意思決定支援の考え方とかを併せてそこでこういった権利擁護の支援の仕組みなんかも学んでいただくことで、いろいろな市民の方々がこういったことを御自身の問題としても認識していただけるし、そういう意味で広げていくのは登録者以外からいくのもいいのかなという気がします。

もう一つは、豊田市さんが、これは内容とは関係ないのですが、基金をつくってらっしゃいますよね。法人後見の分とかを入れて基金をつくってらっしゃると思うのですが、そういった基金なんかをこういった市民の皆さんの養成とかフォローアップなんかに使っていくようなことも、広く市民の皆さんに還元できるようなことかなと思うので、検討してもいいのではないかなと思って聞かせていただいていたいました。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

その辺はどうなのですか。基金とか。

○八木委員　一応令和3年度ですけれども、基本の財源としては法人後見の報酬というところがメインに今のところまだなっているところはあるのですが、そもそもこういった意思決定支援であったり権利擁護というところで使っていけるようにというところで募っているというところではありますので、またそういった部分も話し合いをさせていただきなから前向きに形をつくっていければなと思っておりますので、今後検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょう。どなたか。

中根さん、何かお立場のほうからアイデアをいただけたら。

○中根委員　意思決定フォロワーというのは一応誰でも応募資格があるよという認識で。

○名川委員長代理　そうですね。

○中根委員　今、この文章だけ読んだときには、民生委員さんとどこが変わるのかなというところが私の中であって、民生委員さんでも熱心な方とか役割が来たからという方もいる中でいくと、民生委員さんたちにもお声がけして最初のきっかけづくりというところはいいのかなというような気はしておりました。

以上です。

○名川委員長代理　ありがとうございました。

その辺もアイデアとしてはあり得るということによろしいですか。

○安藤委員　そうですね。アイデアとしてあり得るかなと思います。あとは例えばエリア、担当の地区を見ている民生委員と御本人さんの意思に寄り添うフォロワー、役割は全然違うものなので、そこを御理解いただける中で協力していただける方はいるかどうかということかなと思って聞いておりました。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょうか。

三井さんからありがとうございます。

○三井委員　三井です。お願いします。

私も実は少し関わらせていただいている事業があるのですが、木本さんがいるのであれですが、豊田市で社協さんで市民福祉大学というのをなさっていまして、一部私も講師で関わらせていただいているのですが、やはり福祉に関心がある一般市民の方々が受講されている市民大学ですので、そちらの修了生も担い手になり得るのかなという可能性を感じています。

以上です。

○木本委員　私もそう思います。

○名川委員長代理　では、木本さんの目から見てもその辺は人材として考えられる。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。研修としてこういうのもちゃんとやらないと駄目だよねというのは。

袖山さんからお願いいたします。

○菊地委員代理（袖山委員）　ありがとうございます。

今、いろいろな候補の方が出て、皆さんとてもいい対象だと思うのですが、あと学生さんとかというのはどうでしょうか。大学生を中心とした、若い方の意思決定支援のフォローをするような人たちだと特にそういう方もいいのかなとちょっと感じました。よろしくお願いします。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

その辺、事務局、いかがですか。

○安藤委員　可能性としてはあると思います。豊田市内にも大学はございますし、あと大学との包括連携も結んでいるような学校もあつたりしますので、可能性としては十分にあって、御意見として賜りたいなというように聞いておりました。

市民福祉大学に関しては、社協で実施されている取組であるので、社会福祉協議会と協力しながら、そして、人材の部分、どうしていくのかというところは、社協さんはそもそも地域福祉をどう捉えていくかという存在であるところとも関係してくるので、しっかり行政と社協で密に連携を取りながら進めていければなというように思って聞いておりました。

た。

以上でございます。

○名川委員長代理　ありがとうございました。

残り時間、なかなか少ないのでつらいのですが、ほか、もう一方、どなたかいらっしゃる。

長坂さん、手が挙がっています。いかがでしょう。

○長坂委員　そもそもスキームとしてフォローさんというものを量的、質的にどれだけ今後の需要との関係で確保するかという問題になってくると、かなりやはりリアリティー的に非常に量的にも難しくなってくるのかなというのが率直な今までの感想です。民生委員さんすらなかなか成り手がいないという状況もありますので、そのときにサービス事業者側の中でこういったフォロワー的な意思決定支援というものがかなりしっかりしてくれば、今後、委員会のほうでまた専門委員の方々のチェックが働いてくれば、そういった一定程度の性善説に立てば、サービス事業者さんの中であれば、その中で利益相反の問題もあるかもしれませんけれども、フォロワー的な役割というものをしっかり果たしていただける。

例えば地域の金融機関等でリタイアした方の再任用でというような方で一定の給料が保証される中で社会貢献的な役割を果たせるというような方々でそれをどこまで量的に確保していくかというような、そのようなことも少し地域によってのリアリティーを考えていかないと、独立性というか、本人に寄り添う側で事業者との距離を置かせるという意味でのフォロワーさんの位置づけというのはあってもいいことだと思うのですが、実際にどこまでサービス事業者さんを信用するか。今後、民業圧迫等の関係も一体どこまでこういった事業者さんがサービスに参入してくるかというところですね。この辺りも一度整理した上でフォロワーさんをどうあるべきなのかというようなことも併せて再検討されたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

その辺についてはどなたかに確認したいと思います。それと同時に、やはり独立性をどのように担保するかというところに研修との関わり合いで多分出てきたのかなと受け止めました。その辺、どうしましょうか。取りあえず事務局のほうで一言いただいて。

○安藤委員　そうですね。御指摘の部分については、まず冒頭におっしゃられた量的なところ、今後、ニーズが高まれば高まるほど、その確保をどうしていくのかというのは課題になってくるかなというように思いますので、育成のアイデアというところですね。透明性の確保であったりだとか利益相反の関係とかいろいろな課題はあると思いますので、少し整理をしていく必要はあるなというように感じておりました。

あと我々がヒアリングしていく中では、例えば障害で、65歳で介護保険のほうにサービスが移行されるような方もいらっしゃるのですが、もともと関わっていた障害者の関係の施設の方がフォロワーになっていただければいいのではないかという声だったりとか、

あと児童養護施設を卒業された方でもともと養護施設にいた方がフォロワーみたいな感じになるといいのではないかとということで、必ずしも福祉サービスを営まれている方が赤というだけという話でもないのかなと思ってヒアリングのときには聞いていましたので、あらゆる可能性を確認していく必要があるのかなと思って聞いておりました。

以上でございます。

○名川委員長代理　ありがとうございます。

長坂さん、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

というところで、もう少しお伺いしたいところですが、時間のほうがございまして、最後にという方がいらっしゃいましたら、いかがでございましょう。よろしいですか。

それでは、時間のほう、予定はかなりきつくなつてまいりました。シンポジウムの開催について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○水島委員　では、私から報告させていただきます。

シンポジウムの開催案を御覧ください。

先ほどの熊田委員長の御指示を踏まえつつ、意思決定支援についての考え方、それを踏まえた支援のあり方を広く周知していくことは、今後、様々な方の支援のニーズが増大する中で、尊厳のある生活を営む地域共生社会の実現を目指すに当たって非常に重要なものと考えております。

このような取組みは、実践の現場である豊田市のおいても重要でございますが、今回も多数の自治体の皆様が本事業にご関心をお寄せくださり、オブザーバーとして参加いただいていること等を踏まえますと、県内外に本事業の仕組み、コンセプト、実践状況を広く普及啓発していくシンポジウムを実施することが考えられるのではないかとということで、素案ではございますが、事務局として検討している案を提示いたしました。皆様の御意見を踏まえながら進めて参りたいと考えております。このようなシンポジウムを開催することについて皆様の御意見等をいただければ幸いです。

以上です。

○名川委員長代理　ありがとうございました。

この開催案について、何か御意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、まだ詰めるべきところもいろいろありますので、後ほどでも結構ですので、御意見ございましたら、どうぞお願いいたします。ひとまずは事務局にて進めさせていただきたいと思います。

最後に、その他ということで事務局からお願いいたします。

○安藤委員　よろしく申し上げます。

今後のスケジュールについて御案内できればなというように思っております。資料2の30ページをまず御覧いただければなというように思います。

30ページでございます。

まず、もう今、10月でございますけれども、本全体委員会、おおむねの御理解、御承諾いただいたのかなと思いますので、まずはこの形においてモデルケースでの実践を開始していこうかなというように思っております。具体的には本日お越しいただいております三井さんのいらっしゃる施設と、あと今日は御欠席ですけれども、阪田さんのいらっしゃる、無門の利用者さんの中でこのモデルケースを見ていくような形で考えているところでございます。

年度の後半をかけて、そのモデルケースを回しながら、今日御指摘いただいたような事項を整理できるような状態を確認していこうかなと思っているところでございます。この表の上にも書いてありますけれども、どうしても行政としては単年度予算にはなりますが、事業をしっかりと今日いただいたような御指摘、整理をしながら、地域の中で御本人さんが暮らし続けられるような仕組みの一つとして整えていければなというように考えているところでございます。

もう一点、31ページでございます。

また、下半期、後半の詳細なスケジュールでございますが、実際には権利擁護支援委員会、モデルケースも始まりますので、権利擁護支援委員会を立ち上げて実際の状況を見ていったり、あとは研修WGやアドボケイトWGで少し議論を交わしながらというところも動きながらさらに深めてまいりたいなというように思います。

全体委員会に関しては年明けに1回、そして、年度末に1回、オンラインで開催できるというかなというように考えている次第でございますので、詳細な調整はまた別途させていただきます。

スケジュールについては以上でございます。

○名川委員長代理　ありがとうございました。

今後、このようなスケジュールで進めていくということになりますが、場面場面で委員の皆様方にも御相談、御協力、お願いすることでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

以上をもちまして、多少過ぎてしまいまして申し訳ございません。議事としては終了となりますので、進行をお返しいたします。

○事務局　それでは、以上をもちまして第1回「豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会」のほうを閉会いたします。ありがとうございました。